

(原案)

群馬県教育ビジョン

(第4期群馬県教育振興基本計画)

(令和6年度～令和10年度)

令和6年〇月

群馬県・群馬県教育委員会

I はじめに

本計画策定に向けた想い

【児童生徒の皆さんへ】

自分も、みんなも、幸せになろう——それが、この「群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）」に込めた願いです。

皆さんの人生をどのようなものにしていくのかを選択し、決めていくのは、他でもない皆さん自身です。

私たちは、日々の生活や学びを通して、自分を知り、自分の強みや弱みを理解し、試行錯誤を重ねて、時には失敗しながらも、より良い自分と幸せを求めて生きています。

そして、私たちは、自分の人生の主人公であると同時に、自分が生きているこの「社会」の一員でもあります。

児童生徒の皆さん——時に、「子ども」と呼ばれる皆さんもまた、「社会」を形成しているメンバーの一人であり、「大人」と同じ独立した主体なのです。

ニュースやSNSの中で、「社会が悪い」、「社会のせいだ」という主張を目にしたことはありませんか？「社会が悪いのだから仕方がない」、「社会なんて変えられない」そんなふうに感じてはいませんか？

けれど、「社会」というものは、「自分以外の誰か」のことではありません。

誰かが勝手に決めているから、自分ではどうしようもない——そのように思うことはありません。何故なら、立派なメンバーの一人である皆さんは、「社会」を変える力を持っているからです。

一人きりで今すぐに社会を変える、というふうには、いかないかもしれません。それでも、周りの人と話し合い、協力し、より良い解決策を探しながら行動していくことで、「変化」を生み出すことは可能です。

人は、誰しも、生まれついて、自分と社会をより良くしようと願う心や、そのために必要な力を持っています。

この計画の内容を考えるときに、高校生と大学生が参加するワークショップを行いました。そこでは、「後輩に引き継ぎたい理想の学校はどんな学校か」、「学校に留まらない、これからの未来に向かう学びは、どのようなものになるとよいか」について意見を出し合ってもらいました。「生徒が主体的に動ける学校になるとよい」、「自分に合わせた学びを意欲的に学べて、先生がサポートしてくれる環境が多くあるとよい」、「横（学校や各自のコミュニティ）や縦（年代）の広がりのある学びになっていくとよい」といった意見が多く出ました。

こうした「自分とみんなのために動きたい」、「そのために自分の意志で学びたい」という皆さんの気持ちを健やかに育むのも、損ねるのも、皆さん自身の考え方や周りの大人の関わり方次第です。そして、それを育む手段である教育の在り方も大きく影響すると考えています。

群馬県教育ビジョンでは、児童生徒の皆さんを「教えられ、守られるだけの子ども」とは考えません。皆さんそれぞれの年齢や状況に応じて、自分の頭で考え、判断し、行動できるようにするための力を身に付けてほしいと願っています。

群馬県の教育をより良いものにしていくために、更には、この社会をより良いものにしていくために、児童生徒の皆さんと私たち大人とが、共に力を合わせていけたら素晴らしいことだと思います。

【保護者、教職員、地域の方々…

この計画を目にする全ての皆さんへ】

前ページの見童生徒の皆さんに向けた文章は、私たち大人にも共通したメッセージです。

ここでは、もう少し深く群馬県教育ビジョンの策定に向けた想いをお伝えします。

【失敗を恐れない心】

周りを思いやる心と慎ましさ、和を重んじる態度や規範意識の高さなどは、日本人に特徴的な美徳として、海外の国々から非常に高く評価されています。これらの美徳は、今後も持ち続けてほしい素養と考えています。

その一方、日本人の特性として、同調圧力の強さも指摘されています。周囲と異なるもの、異なる行動を忌避し、新型コロナウイルス禍の中で散見されたように、場合によっては集団による攻撃的な行動に発展することさえありました。

こうした美徳や特性は、いずれも国際比較で明らかな日本人の「失敗を極端に恐れる」ことの別の側面です。

この傾向は、日本人の大人にも子どもにも共通しており、日本社会の「生きにくさ」につながるものと考えています。失敗を恐れ、挑戦を回避する傾向は、現在の日本社会を覆う停滞感や閉塞感の一因でもあります。

自分自身が試行錯誤しながらも挑戦できるようになり、同時に、何かに挑戦しようとする他者を素直に認められる——そんなふうには私たちの意識を変えていくことが必要です。

【対話する力】

社会の中で、人と関わり合いながら生きていくためには、自分と他者の間に意見や利害の対立が生じることは、当然あるものと受け止めることが必要です。

意見の相違や利害の対立を安易に回避したり、一方的に相手をやり込めたりするのではなく、互いの意見を尊重しながら、対話を重ね、お互いにとって、より良い道を探っていく姿勢を身に付けることが大切です。

「和を重んじる」ことで、対話を避け、一方的な忍従を強いる場面も少なくありません。

「対話する力」を身に付け、利害の対立や紛争を調整する経験や、そのためのトレーニングは、日本人に不足している要素の一つです。

【自律する力】

何が重要か自ら判断し、問いを立て、解決を目指していける力が重要です。そうした「自律する力」を育むのは「主体的な学び」です。

いつも「誰かが決めてくれる」のであれば、「自分で考える」必要はありません。

国際比較で指摘される日本の若者の「国」や「社会」に対する「当事者意識の低さ」の要因の一つとして、「与え過ぎる教育」があるのではないかと考えます。

常に受け身であり続ける教育の中にあっても、「主体的な学び」は育ちません。

子どもたちは、元々、自分で考え、友達と話し合い、決定して、行動する力を持っています。

【エージェンシー】

今、私たち大人に必要なのは、子どもたち自身の力を信じることです。

これまでに経験したことのない急激な人口減少とICTの加速度的な技術革新が進む予測困難な時代を生きていく子どもたちには、1つの正解を早く正しく導き出す力だけでなく、答えが1つではない課題にみんなで協働しながら積極的に取り組んでいける力を身に付けることが、これまで以上に重要です。

人は、誰しも、生まれついて、自分と社会をより良くしようと願う意志や原動力を持っています。これを「エージェンシー」と呼びます。

群馬県は、今、「エージェンシー」という言葉をこの計画で提示します。

「エージェンシー」を血の通った取組へとつなげていくことで、それぞれの子どもたちと、社会全体のより良い未来を実現していきましょう。

令和6年(2024年)〇月

群馬県教育委員会

目次

I はじめに

本計画の策定に向けた想い04

目次06

第1 群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）策定の基本的な考え方

1 「新・群馬県総合計画」に基づきます08

2 群馬県教育ビジョンでは、今後5年間の教育施策の理念と方向性を示します
.....08

3 「群馬県教育ビジョン」の位置付けと新・群馬県総合計画
及び国第4次教育振興基本計画等の関連性 09

4 「群馬県教育ビジョン」の期間.....09

5 「群馬県教育ビジョン」を定める範囲.....09

6 「群馬県教育ビジョン」の構造.....09

7 「群馬県教育ビジョン」の推進と進行管理10
教育ビジョンの位置づけと構造イメージ図11

第2 教育を取り巻く環境

1 教育と子どもの権利12

(1) 世界の教育と子どもの権利について.....12

ア 「私たちの未来を共に再想像する：教育のための新しい社会契約
(Reimagining Our Futures Together: A new social contract for education)」

イ 「教育変革サミット (Transforming Education Summit :TES)」

ウ “OECD Future of Education and Skills 2030 (“OECD Education2030”)

エ 「子どもの権利条約」4つの原則

(2) 日本の教育と子どもの権利.....16

ア こども基本法の成立・施行とこども家庭庁の設置

イ 第4期教育振興基本計画（国）の策定

(3) 日本の経済状況と教育の関わり.....17

2 群馬県の状況18

(1) 本県における教育計画の策定経過.....18

(2) 本県に特有の課題など18

ア 本県の人口減少を巡る状況

イ 気象状況の変化や自然災害の状況

ウ 新型コロナウイルス（COVID19）パンデミックの影響とDX（デジタル
トランスフォーメーション）や生成AI等の技術革新の進展

エ 本県の経済と今後の産業政策の方向性

(3) 群馬県の教育の現状19

ア 児童生徒数の急激な減少

イ 学習に関する状況

ウ 生活習慣・生活規律の状況

エ 体力・運動能力の状況

オ 特別支援教育の状況

カ 外国人児童生徒の状況

キ 不登校児童生徒の状況

ク 非認知能力育成に係る取組

ケ インクルーシブ教育の方向性

コ 公立学校教職員の状況

(4) 第3期群馬県教育振興基本計画の主な成果と課題24

II	総論	
1	最上位目標	26
	(1) 最上位目標の意図	26
	(2) 「ウェルビーイング」の向上と「エージェンシー」と「コンピテンシー」	26
	(3) 「対話」と「交流」による信頼関係	27
	(4) 「集団」と「個人」の関わり方	28
	(5) 「自律した学習者」とは	29
2	群馬の教育が目指す学習者像	30
	学習者像① 自らが主語となる学びをつくり、深めていく	30
	学習者像② 社会課題を自分事化して、行動に移す	30
	学習者像③ 多様性を尊重し、互いに認め合う	31
	学習者像④ 対話と交流により、信頼関係を築いていく	31
	学習者像⑤ 生涯にわたり学び続ける喜びを実感し、共有していく	32
3	目標実現のために持ち続ける視点	33
	視点① 大人も、子どもも、社会的な”一人の主体”	33
	視点② 学校で、家庭で、地域で…自ら学び育つ、共に学び育つ	33
4	今後5年間の教育の重点政策（概説）	34
	(ア) 目指す学習者像の実現のための5つの重点政策 政策 a～e	34～37
	(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる5つの重点政策 政策 a～e	37～39
III	各論	
	(ア) 目指す学習者像の実現のための5つの重点政策	41
	政策 a 変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成	42
	政策 b 多様性を尊重し、協働する力の育成	46
	政策 c 自分と社会をより豊かにするための生涯にわたる学びの支援	50
	政策 d 心と体の健康に対する理解と向上	54
	政策 e 時代の変化に対応した教育イノベーションの推進	58
	(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる5つの重点政策	61
	政策 a 「人」を支える取組の充実	62
	政策 b これからの時代の学びを支える施設・設備整備の推進	64
	政策 c これからの時代の学びを見据えた体制の整備	66
	政策 d 学びの充実に向けた様々な主体による連携・協働の推進	70
	政策 e 全ての子どもの学びを支援する取組の充実	74

第1 群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）策定の基本的な考え方

1 「新・群馬県総合計画」に基づきます

(1) 県最上位計画：「新・群馬県総合計画」

令和2年（2020年）度に策定された「新・群馬県総合計画」は、県政を運営するための基本方針となるものです。

県総合計画は2040年の目指す姿を描いた「ビジョン」と、これを踏まえて、2030年までに重点的に取り組む具体的な政策を体系化した「基本計画」の二段階で策定しています。

[ビジョン（20年）]

群馬から世界に発信する「ニューノーマル」～誰一人取り残さない自立分散型社会の実現～

2040年までの群馬県を取り巻く様々な環境の変化を見通した上で、県民の幸福度向上に向けた「目指す姿」と「実現へのロードマップ」をバックキャスト思考で描いています。

● 計画期間 2021年～2040年（20年間）

※計画期間中も、常に時代の大きな変化を読み取り柔軟に対応します。

● 目指す姿

「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」

[基本計画（10年）]

● 計画期間

2021年～2030年（10年間）

※5年経過時に見直しを行います。

● 施策体系

ビジョンで描く2040年の姿を実現することを目標に、3つの視点から政策と施策を体系化しています。

【ロードマップ】

ビジョンで描く2040年の姿を実現するための施策を、ビジョンで示した政策の柱ごとに、ロードマップの形で体系化

【分野別・SDGs別重点施策】

2030年までの重点施策を分野別・SDGs

別に体系化

【地域の土壌と施策展望】

県内の11地域の固有の価値である自然、歴史、文化等と今後の施策を展望

県総合計画では、「始動人」の輩出を掲げています。「始動人」とは、群馬県で定義した言葉で「自分の頭で考え、他人の目指さない領域で動き出す人」です。いわゆる従来の日本の教育が理想としてきた画一的な「優等生」ではなく、学力だけではない群馬の教育が理想とする「個性」として、次のような力を持った人としています。

- 自分の頭で未来を考える力
- 動き出す力
- 生き抜く力を持った人

群馬県教育ビジョンでは、この「始動人」の概念を核として、より拡張した概念として、最上位目標に「エージェンシー」という言葉を掲げます。これは、人は生まれながらに自分と社会をより良くしようとする意志を持っていることを表すものであり、上記の「始動人」の考え方に、自分と他者を尊重すること、社会課題を自分事化すること、創造的な対話により問題の解決を図ろうとすること等の要素を加えて、群馬県で再定義したものです。

(⇒エージェンシーについては、

P13 "OECD Education 2030"へ)

2 群馬県教育ビジョンでは、今後5年間の教育施策の理念と方向性を示します

変化が激しく、先行きが不透明で将来の予測が困難な現代においては、これまでも増して、教育の果たす役割は大きくなっています。

従来の価値観や将来への展望が通用せず、急激な社会の転換が図られる時代にあっては、一人一人が、自ら考え、判断し、責任をもって行動することが、より重要になってきます。そのためには、全ての人たちが生涯にわたって自ら学び続けていくことが必要です。

それ故に、群馬県では、この計画の対象を「学習者」としました。いわゆる「学校」に通う児童や生

徒だけでなく、大人も子どもも誰もが同じように「学び続ける者」、すなわち「学習者」であることを前提としています。

学校現場では、令和4（2022）年度から新しい学習指導要領が、全ての学校種で完全実施されています。

現在（令和5年（2023年）度末）の学習指導要領では、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代背景を踏まえ、資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に改めて整理しました。その上で、学校教育を学校内に閉ざすことなく、地域や社会と連携・協働することで、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を重視するとしています。

また、各学校においては、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図るものとし、各教科等の指導においては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うとしています。

更に、令和4年12月に「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂・公表されました。この改訂では、「積極的な生徒指導の充実」、「個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映」、「学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映」の3点がポイントとなっています。

これら様々な要素を踏まえて、今後、5年間の本県の教育の方向性を示す「第4期群馬県教育振興基本計画（以下、「群馬県教育ビジョン」という。）」を策定します。

※参照：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（令和3年1月26日中央教育審議会 答申）

3 「群馬県教育ビジョン」の位置付けと「新・群馬県総合計画」及び国「第4期教育振興基本計画」の関連性

(1) 「群馬県教育ビジョン」は、教育基本法第17条第2項に基づいて定める本県における「教育の振興に関する基本的な計画」です。

(2) 「群馬県教育ビジョン」は、「新・群馬県総合計画」の下で、「第2期群馬県教育大綱」と並ぶ群馬県の教育分野における最上位計画に位置付けます。

(3) 「群馬県教育ビジョン」は、国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）を参酌した上で、策定しています。

4 「群馬県教育ビジョン」の期間

2024年4月（令和6年度）から2030年3月（令和10年度）までの5年間とします。

5 「群馬県教育ビジョン」を定める範囲

「群馬県教育ビジョン」においては、他の分野の計画で取組方針が定められているものであっても、各分野の施策と密接に連携し、教育施策として主体的に取り組んでいく必要があるものについては、取組方針を定めます。

6 「群馬県教育ビジョン」の構造

「群馬県教育ビジョン」は、総論と各論で構成します。

また、「群馬県教育ビジョン」を踏まえた具体的な取組や事業、進行管理に係る指標等は、計画期間の各年度当初に作成する「ぐんまの教育202□-基本方針と主要事業-」に掲載します。

(1) 総論

今後5年間の本県教育における「最上位目標」を示し、それを分解・具体化した目標として「群馬の教育が目指す学習者像」を置きます。そして、それらの目標実現に向けて、常に意識すべきものとして「目標実現のために持ち続ける視点」を置

くこととします。

更に、掲げた目標（＝理念）と実際の各施策等とのつながりを明確にするため、「今後5年間の教育の重点政策」を置き、それぞれ「目指す学習者像の実現のための5つの政策」と「群馬の教育を推進する基盤となる5つの政策」として示します。

（2）各論

総論で示したそれぞれの重点政策について、各論では、「趣旨」、「取り巻く環境」、「主なテーマ」、「具体的な施策」、「関連施策」を整理します。

（3）「ぐんまの教育2020—基本方針と主要事業—」

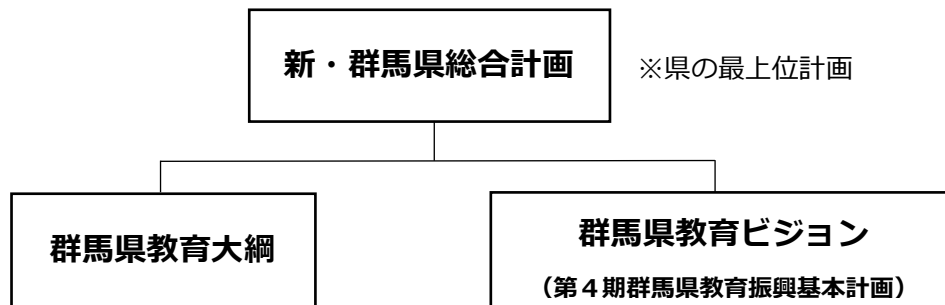
計画期間中の毎年度当初に「今後5年間の教育の重点政策（以下、「重点政策」とする。）」に連なる具体的な事業や取組を整理するとともに、重点政策の進行管理に係る事業ツリー及び指標等を掲載します。

7 「群馬県教育ビジョン」の推進と進行管理

事業年度終了後、「ぐんまの教育2020—基本方針と主要事業—」に掲載した事業ツリーや指標等について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく「教育委員会の点検・評価」の一環として、外部有識者から成る点検・評価委員会による点検・評価を毎年実施し、議会に報告します。

「教育委員会の点検・評価」で得られた意見や評価結果を次年度事業の見直しや改善等に速やかに反映させることで、教育行政におけるPDCAを的確かつ早く回していきます。

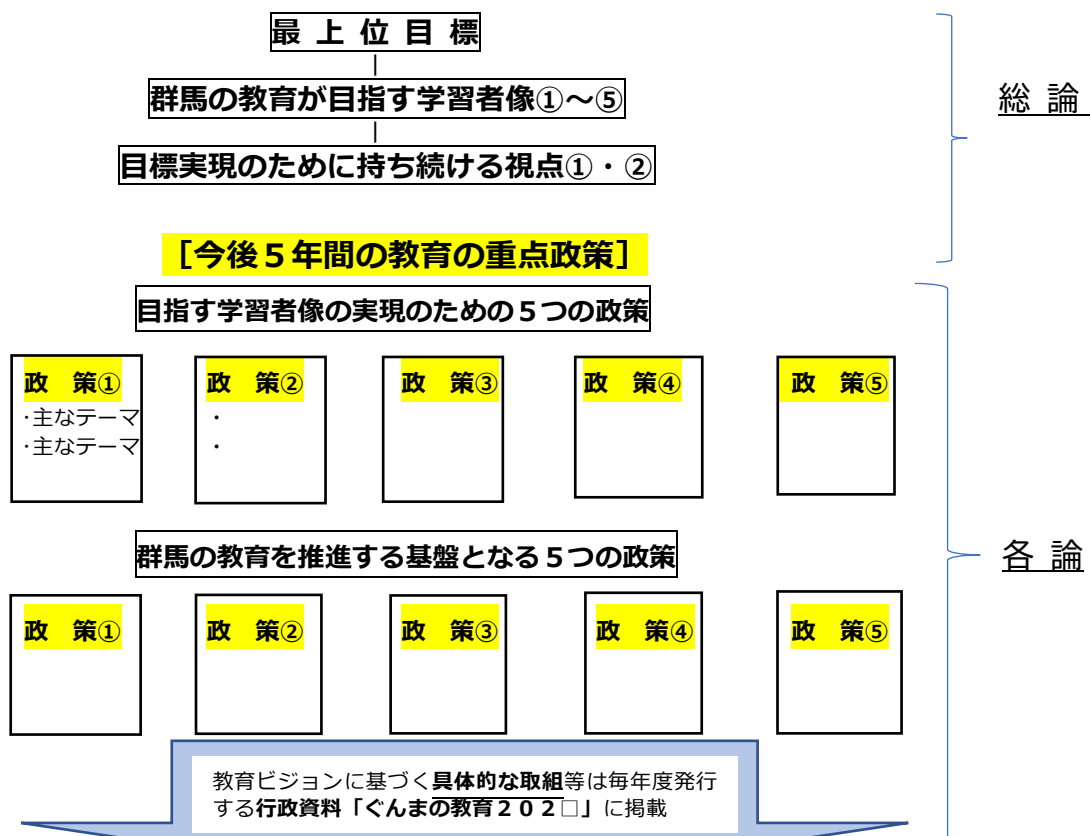
群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）の位置付け



※群馬県教育大綱と群馬県教育振興基本計画は、いずれも県の教育分野における最上位計画

群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）構造イメージ図

【 教育ビジョン（第4期教育振興基本計画） 】



「ぐんまの教育202□－基本方針と主要事業－」（※行政資料）

- 「今後5年間の教育の重点政策」に連なる具体的な事業や取組を掲載
- 重点政策の進行管理に係る事業ツリー及び指標等を掲載
- 点検・評価委員会（外部有識者）による点検・評価を毎年実施
 - ⇒ 委員会からの意見や評価結果は、次年度事業の見直しや改善等に速やかに反映
 - ・教育行政におけるPDCAを的確かつ早く回していく。

第2 教育を取り巻く環境

1 教育と子どもの権利

(1) 世界の教育と子どもの権利について

ア 「私たちの未来を共に再想像する

**: 教育のための新しい社会契約
(Reimagining Our Futures Together:
A new social contract for education)**

2021年11月ユネスコでは、「教育の未来プロジェクト (Futures of Education-Learning to Become-)」として、「教育の未来に関する国際委員会」から「私たちの未来を一緒に再考する：教育のための新しい社会契約」という報告書が提示されました。

これは、75年前のユネスコ創設以来、社会変革の重要なタイミングで「教育の役割を再考すること」を目的として作成された報告書の3つ目にあたります。

報告書では、「教育のための新しい社会契約」として、2050年以降を見据えた共通の世界と共通の未来を形成する上で、教育がどのような役割を果たせるのかを問いかけ、次の2つの基本原則を掲げています。

- 人々に生涯を通じて質の高い教育を受ける権利を保証すること
- 公共事業及び共通善としての教育を強化すること

この中で、「教育学」は、協力と連帯の原則に基づいて編成されるべきであり、生徒たちが共感と思いやりを持って協力し、世界を変えるための知的、社会的、道徳的能力を育むためのものであるとします。

「カリキュラム」は、生徒が知識に接して、新たな知識を生み出すことを支援し、また批評し、応用する能力を開発できるような学習に重点を置くべきとします。

「教師」は、知識の生産者であり、教育と社会の変革における中心人物として、より専門化され、評価されるべきとされました。教師の仕事は、個人が全責任を負うような孤独なものではなく、コラボレーションとチームワークこそが特徴となるべきとされました。

また、子どもたちの自主性と自由がサポート

されるべきことや、子どもたちが、教育の将来に関する公開討論や対話に全面的に参加しなければならないことが掲げられています。

人生の長期化を前提として、様々な文化的・社会的空間における教育機会の拡大が必要であり、人々は生涯を通じて、有意義で質の高い教育機会を得る必要があるとされました。

また、教育とは、学校や正式な機関のみで行われるものではなく、むしろ多くの社会空間において人生を通じて経験されるものなのだと、認識を改めるべきとされました。

同時に、世界に共通する傾向として、生涯学習が職業に関連した意味合いに矮小化されがちであることへの懸念が示されています。

「教育の目的」の再定義も提示されました。従来の教育制度を、「短期的な特権や快適さは、長期的な持続可能性よりも重要である」という誤った信念を植え付けて、「個人の成功、国家間の競争、経済発展の価値を強調し、連帯、相互依存関係の理解、お互いと地球への配慮を犠牲にしてきた」ことを改めるべきであり、地球環境との共存を目指す価値観への転換が重要であるとされました。

イ 「教育変革サミット

(Transforming Education Summit :TES)

2022年9月、第77回国連総会に合わせて「教育変革サミット (Transforming Education Summit:TES)」が開催され、事務総長名で教育の変革の必要性を掲げる緊急提言が発信されました。

緊急提言では、前述のユネスコの教育の未来に関する国際委員会による報告書「教育のための新しい社会契約」を踏まえ、21世紀の教育の目的と内容を根本的に問い直す必要があるとして、その前提となる「教育の危機」を明示しました。

多くの普遍的な問題に加え、より深刻な「教育の危機」として、従来の教育制度と現代社会の間で、ニーズの乖離が生じていることが指摘されました。

従来の教育では、急速に進歩する現在の世界に必要な知識・スキル・価値観等が身に付かないこ

とや、教師もまた十分な訓練を受けられず、時代遅れの役割や指導方法に縛られていること等です。

「教育の危機」は、2019年後半に拡大した新型コロナウイルス（COVID-19）パンデミックによって急速に悪化すると同時に顕在化しました。

パンデミックによる教育の損失を回復し、気候変動や貧困、不平等や紛争の拡大など数多くの課題を解決するために、教育制度を再考し、教育の地位を回復しなければならないとしています。

この提言において「変革型教育」として4つの主要な領域が示されました。

①学ぶことを学ぶ (Learn to learn) :

基礎的な読解力などの知識・技能に加えて、コミュニケーション能力等の社会情動スキルを身に付けること。学ぶために必要なことを学ぶこと

②共に生きることを学ぶ

(Learn to live together) :

人がお互いにより良く暮らすだけでなく、自然環境も含め、共により良く暮らせるよう役立てるよう学ぶこと

③実践方法を学ぶ (Learn to do) :

技術の進歩で新しい仕事が生まれ、古い仕事が廃れていくことに対応できるよう学ぶこと、子どもだけでなく、大人もまた、生涯で何度も教育制度に参加できるようにすること

④(自分が) 存在するために学ぶ (Learn to be) :

学びの集大成として、有意義な人生を送ることや充実して生きるための価値観や能力を身に付けるために学ぶこと

新たに示した教育目的を達成するために、変革が必要な4つの分野のうち、特に着目したいのが、「教師の変革」についてです。

「教師」を優れた教育システムの根幹と位置付けた上で、「社会がどのように教師を評価するか」、「教師自身が、自らの役割にどのように取り組み、責任を果たすのか」という2点において、根本的

な変化が必要であるとします。

教育のスタイルを「受動的な教育から能動的な教育へ」と変え、「上から下へ伝達するような一方的な教育から協調的な教育へ」と変化させるためには、教師が十分な訓練を受けるとともに、権限を与えられる必要があるとしています。

必要な訓練を受け、権限を与えられた教師は、子どもたちの経験や探究、好奇心に基づいた主体的な学びを促進するためのファシリテーターやガイドの役割を担うものとされます。

この提言が示す「教育システムや教師の役割を変革する必要性」や「教育により身に付けるべき資質・能力」の中に「知識・技能等の認知能力だけでなく、社会情動的スキルを含む非認知能力」をも併せて位置付けていることは、「教育のための新しい社会契約」に共通した要素であるとともに、次項で紹介する OECD が2015年に立ち上げた教育プロジェクト“OECD Future of Education and Skills 2030（以下、“OECD Education2030”という）”の方向性とも一致しています。

ウ “OECD Future of Education and Skills 2030 (“OECD Education2030”)

OECDと日本の教育行政は、深い関わりを持っています。

“OECD Education2030”プロジェクトでは、日本の学校教育の特徴である知・徳・体という全人的な教育などを日本から提案して全体の議論に影響を与えるとともに、プロジェクトの第1フェーズの成果として公表されたラーニング・コンパスにもそれらの要素が反映されました。

また、現行の学習指導要領の改訂においても、“OECD Education2030”における議論が色濃く反映されているなど、日本とOECDの教育プロジェクトは、互いに影響を与え合う関係となっています。

“OECD Education2030”の特徴として、世界30カ国以上の国々の様々な関係者（政策立案者、研究者、学校管理職、教師、生徒、若者など）の共創によるアプローチがありま

す。具体的には、「子ども部会」において状況の異なる様々な国の子どもたちの参画による意見をプロジェクトの議論に反映させたことや現場の教師や学校管理職が参画していること等を挙げるすることができます。

2015年にスタートした“OECD Education 2030”では、大きく2つの問いが掲げられました。

- 現代の生徒が成長して、世界を切り拓いていくためには、どのような知識、スキル、態度や価値が必要なのか。
- こうした知識、スキル、態度や価値を効果的に育成するために、学校や授業の仕組みをどのように変えるべきなのか。

これらの問に対する答えとして、“OECD Education2030”は、「2030年の教育に求められる未来像」を描き、進化し続ける学習の枠組みとして「OECD Learning Compass (ラーニング・コンパス『学びの羅針盤』) 2030」を提示しました。

「羅針盤」と表現することで、「生徒」は、教師の指導や指示をそのまま受け入れるのではないこと、自分の意志で未知の環境を歩む必要があること、責任意識をもって自らが進むべき方向を見出す必要性があること、を強調するとしています。



ラーニング・コンパスが示す様々な資質・能力を手にした生徒は、目的意識を働かせ、自分自身の責任を果たし(=エージェンシーを発揮し)ながら、周囲の人々、事象、状況をより良くするために学び、個人や社会のウェルビーイングを目指して試行錯誤し、振り返りながら進んでいきます。

ただし、生徒がエージェンシーを発揮する(=自律的に行動する)ということは、自分の利益のためだけに行動することではありません。

生徒は、周囲の様々な人と関わりを持ち、互いの意見や立場を尊重し合う経験を積みながら、エージェンシーを学び、育み、そして発揮していきます。

生徒が、仲間や教師、家族、コミュニティといった周囲の人たちと交流し、互いに良い影響を与え合い、高め合うこのような関係性を OECD は「共同エージェンシー (Co-Agency コ・エージェンシー)」という概念として提示しています。

群馬県教育ビジョンの策定にあたっては、こうしたラーニング・コンパスの理念を踏まえて、検討を重ねました。

[⇒群馬県教育ビジョン「最上位目標」P26へ]

また、ラーニング・コンパスに係るコンセプトノートにおいては、教育システムの変革や教師の役割が変わることが必要なことなど、ユネスコの「新しい社会契約」や国連の「教育の変革サミット」における緊急提言と同様の趣旨が提示されており、これらが現在から未来に至る世界に共通した課題であることが見て取ることができます。

実は、“OECD Education2030”プロジェクトは、発足の段階から日本と深い関わりを持っています。

2011年3月の東日本大震災発生の翌2012年から、被災地である東北地方3県において、「OECD 東北スクール」というプロジェクト学習が3年にわたって実践されました。この取組に参加した約100人の地元中高生の前向きな姿が、“OECD Education2030”プロジェクト発足のきっかけとなっています。

出典：“OECD Future of Education and Skills 2030
Conceptual learning framework Concept note:
OECD Learning Compass 2030”

エ 「子どもの権利条約」 4つの原則

「子どもの権利条約」は、1989年の第44回国連総会において採択されました。ユニセフは、この「子どもの権利条約」を活動の基盤とし、子どもの権利をあらゆる面で実現していくことを使命としています。

日本も1994年にこの条約を批准しており、日本の子どもたちにとっても重要な条約です。

ユニセフは、世界各国で「Child Rights Education (CRE): 子どもの権利を大切にする教育」を推進しています。

子どもも大人も子どもの権利を理解し、その権利が実現される環境や学びをともにつくること。その過程で、子どもたちが人権とは何かを理解し、人権尊重の態度を養うこと。そうした取組を通して、大人も子どももお互いを尊重し合える、そして、全ての子どもたちの権利が守られる、学校・園づくりを目指すとしています。

日本の子どもたちが抱える問題としてよく取り上げられる、いじめや差別、自己肯定感の低さや無力感なども子どもの権利に深く関わる問題です。

「子どもの権利条約」では、子ども(18歳未満)を「権利を持つ主体」と位置づけます。大人と同じように、一人の人間として持っている権利を認めています。

更に、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには、保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

また、全ての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障害のある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。4つの原則は、それぞれ条文中に書かれた権利であると同時に、条約に書かれた他の権利を考えるとときに、常に合わせて考えることが大切です。

①命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③意見を表明し参加できること

子どもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人は、その意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。出典：<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>

ユネスコの「私たちの未来を一緒に再考する：教育のための新しい社会契約」においては、子どもたちの自主性と自由がサポートされなければならないこと、子どもたちが教育の将来に関する公開討論や対話に全面的に参加しなければならないことを掲げています。

また、国連の「教育変革サミット」においては、「ユース宣言」として、若者が望む変革に関する政策立案者への共同提言を打ち出しています。

この「ユース宣言」は、数ヶ月に及ぶ協議を踏まえ、50万人近い若者からの提言を反映しています。宣言では、「世界の現状を修復し、立て直すためには教育の変革が必要である」と述べ、若者を受益者としてだけでなく、教育関係の政策立案と実施に係るパートナーとすることを求めています。

更に、“OECD Future of Education and Skills 2030”プロジェクトでは、前述のとおり、世界各国の子どもや若者が参加した「こども会議」を開催し、様々な国々の子どもや若者の意見をプロジェクトにおける議論へ反映させています。

子どもや若者を大人と対等な主体と位置付けること、教育等の政策における意思決定に関与させることは、世界的に共通した方向性であり、日本でも令和5年(2023年)4月に施行された子ども基本法により、子ども政策への意思決定においては、子どもや若者の意見を聴取し、反映させることが義務づけられています。

この点について、群馬県教育ビジョンにおいては、「(当該計画の)目標実現のために持ち続ける視点」の一つとして、「大人も、子どもも、社会的な“一人の主体”」を提示します。「目標実現のために持ち続ける視点」は、今後、教育に関する様々な施策や取組を検討したり、進めたりするときに、常に頭において、「道しるべ」として整理したコンセプトです。

ことに、このフレーズでは、「大人も」「子どもも」と併記することで、両者が対等であることを示し、子どもは、一方的に守られる・教えられる存在ではなく、自発的に社会に影響を与えられる存在であり、そのことを大人も、子ども自身も認識することが、自他を尊重し、自ら行動する姿勢を育むことにつながることを表現しています。

※OECD東北スクール：OECDがカリキュラムを基本設計、被災地の中高生約100人が主体性を発揮し、3年にわたりプロジェクト学習を実践

出典：“OECD Future of Education and Skills 2030
Conceptual learning framework Concept note:
OECD Learning Compass 2030”

(2) 日本の教育と子どもの権利

ア 子ども基本法の成立・施行とこども家庭庁の設置

こども基本法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、それにあわせて、子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指して、こども家庭庁が発足しています。

こども基本法は、日本国憲法および子どもの

権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、こども基本法第11条において、国及び地方自治体に対して、教育を含む子ども施策の策定、実施、評価するに当たり、子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講じることが義務づけられています。

群馬県教育ビジョンの策定に際しては、第3回外部ヒアリングとして、群馬県内の高校生及び大学生の参加による「若者の意見聴取ワークショップ」を開催し、教育や学校に関する若者の意見を直接聴くための場としました。そこで得られた若者からの意見は、本計画にも反映しています。

[⇒こども家庭庁HP <https://www.cfa.go.jp/>]

イ 第4期教育振興基本計画(国)の策定

国は、令和5年6月16日に第4期教育振興基本計画を閣議決定しました。

計画では、総括的な基本方針であるコンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本方針と、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されています。

また、この計画策定に先駆けて、「令和の日本型教育」答申、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」答申、「令和の日本型教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申が示されました。

特に、令和4年12月に答申された「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」においては、「令和の日本型教育を担う教員」のあるべき姿として、

①環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯

を通じて学び続けている

②子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている

③子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

という3つの要素が示されました。

また、あわせて、教師という職業が、創造的で、魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができていることや、多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上によって、質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている、ということが理想的な姿であるとされています。

ここに描かれた教職員とそれを取り巻く学校の理想的な姿は、現在の学校において常に課題となっている事柄と表裏の関係です。

こうした教師の役割の変化や仕事ぶりに関する数々の課題は、前述してきたように日本のみならず、先進諸国を含む世界に共通した課題となっています。

上記の3つの要素のうち、「教職生涯を通じて学び続けている」ことは、ユネスコの「教育のための新しい社会契約」でも重視されている要素です。

教育基本法第9条第1項に「絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」、第2項で「養成と研修の充実が図られなければならない。」と規定されています。また、教育公務員特例法第21条に「教育公務員は、(中略) 絶えず研究と修養に努めなければならない。」、「研修の機会」として第22条に「研修を受ける機会が与えられなければならない。」と明記されています。

社会の急激な変化につれて、教育を取り巻く環境等にも様々な変化が次々と生じています。

教師には、新しいものごとくに前向きに取り組み、チャレンジする姿勢や、変わりゆく状況に対して柔軟に対応できる資質・能力を身に付け

ることが必要です。そのためには、常に学び続ける姿勢が求められます。

また、教育委員会や学校は、教師が新しいものごとや、それらに対応するための知識や技能を身に付けるために必要な研鑽を積む機会を確保しなければなりません。

このような観点から、研修内容の充実や受講しやすい体制づくりに加えて、「提言R5」を踏まえた子どもと向き合う時間の確保や、教員が新しいことを学ぶための時間、教員同士の学び合いの時間の確保等を進める必要があります。

(3) 日本の経済状況と教育の関わり

日本の名目GDPは、2000年以降、20年以上にもわたり、ほぼ横ばいのまま推移しています。下のグラフにあるように、主要諸外国と比較すれば、日本経済が低成長であることは明らかです。

人口が年々増加し続け、製造業を中心とした経済が右肩上がりの成長を続けていた時代においては、教室に集めた大勢の生徒に対して、教師が一斉に同じ内容を伝達する形の教育は、理にかなったものでした。ある程度の平均的な知識や技能を身につけ、礼儀正しく真面目で、指示によく従い、きちんと目的を達成するような人材を効率よく輩出することは、当時の社会情勢から見ても適していたといえます。

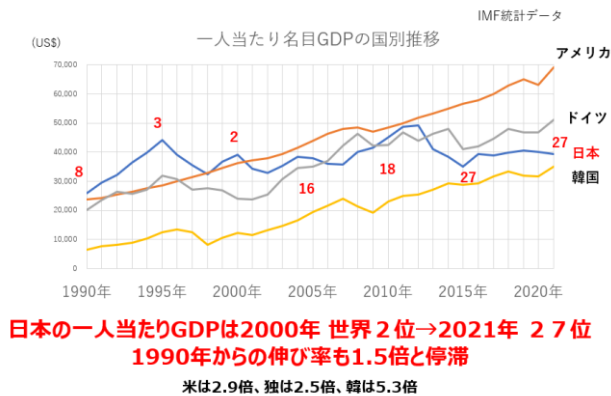
しかし、現在の日本は、既に少子高齢化が進んだ状態であり、今後も人口減少が続くことが確実であると見込まれます。必然的に働き手は不足し、一人当たりの労働生産性を高めることや高齢者や女性が労働市場にこれまで以上に積極的に参入することが必要とされています。

前述したとおり、私たちは将来の見通しが難しく、予測困難な時代に直面しています。

このような状況にあっては、これまでの教育で重視されてきたような「はじめから答えの決まっている問題を素早く解ける力」や、「指示されたことをきちんとやりとげる力」だけでは不十分であることが予想されます。

環境問題や社会課題、国際紛争といった、様々な要素が絡みあった複合的な課題を解決に導くためには、自らの頭で考え、身につけた知識や技能を組み合わせながら、周りの人たちと対話を重

ね、協力しながら解決へと導いていく力が必要となります。



2 群馬県の状況

(1) 本県における教育計画の策定経過

本県は、旧教育計画である「新ぐんま教育プラン」の計画期間（平成13～17年度）満了以降、教育に関する県計画を策定していませんでしたが、学力向上やいじめ・不登校問題、文化・スポーツ振興などの課題に総合的、一体的に取り組んでいくため、教育基本法に基づく群馬県教育振興基本計画（計画期間：平成21～25年度の5年間）を平成21年2月定例県議会の議決を経て平成21年3月に策定しました。その後、第2期群馬県教育振興基本計画（計画期間：平成26～30年度の5年間）を県議会平成26年第1回定例会の議決を経て、平成26年3月に策定しました。第3期群馬県教育振興基本計画（平成31（令和元）～令和5年度）は、平成31年第1回定例会の議決を経て、策定しました。

(2) 本県に特有の課題など

ア 本県の人口減少を巡る状況

群馬県の人口は、2004（平成16）年を境に減少が続いています。

年齢別では、14歳以下の年少人口が2019（令和元）年から2029（令和11）年の10年間で18.5%減少し（23万1千人→18万8千人）、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が9.2%減少する（112万6千人→102万3千人）と推計されています。一方で、65歳以上の高齢者人口は2.3%増加（57万9千人→59万2千人）し、そ

の内、75歳以上の後期高齢者人口は、25.0%増加する（29万4千人→36万7千人）ものと推計されています。

イ 気象状況の変化や自然災害の状況

地球温暖化の影響から、近年、猛暑日の日数が急激に増加しています。2023（令和5）年夏（6～8月）における日本の平均気温は、1898年以降で最も高くなりました。9月平均気温偏差は、東日本で+3.1℃、西日本で+2.3℃となり、1946年の統計開始以降、9月として1位の記録的な高温となりました（※気象庁報道発表資料）。

群馬県（前橋市）の年平均気温は、変動を繰り返しながら、100年当たり2.0℃の割合で上昇しています。特に最近の30年間は、気温の上昇傾向がより顕著に現れており、群馬県は、全国的にも夏場に非常に暑いことで認知度が高まっています。

学校生活においても熱中症のリスクが非常に高まっており、授業中のエアコンの稼働は避けられない状況です。

今後は、普通教室以外の学校設備についても空調整備の必要性を議論していく必要が強まっていくものと考えられます。

群馬県では、他県に比べて災害が少ないという意識が強くありますが、従来の想定を超える異常気象や水害が国内外で頻発していること、国内で大規模地震が予測されていること等を踏まえて、防災や安全に関する意識を向上させることが必要です。

ウ 新型コロナウイルス（COVID19）パンデミックの影響とDX（デジタルトランスフォーメーション）や生成AI等の技術革新の進展

2019（令和元）年後半から世界中で猛威を振るったCOVID19（新型コロナウイルス）パンデミックは、社会、経済、教育などあらゆる分野において大きな打撃となりました。

学校教育においては、対面での授業、会話や交流が制限されました。対人関係の構築が困難となったことや外出等の行動制限によるストレスなどが不登校児童生徒の増加の要因の一つになり、COVID19が感染症分類5類へ移行

した後も、その影響は色濃く残っています。

一方で、それまで当たり前とされてきた学校教育の現場について、対面での取組の大切さが再評価されると同時に、学校行事等の実施方法や必要性自体を根本的に見直す機会ともなりました。

また、感染症対策の一環として行動制限や在宅勤務が推奨されるに伴い、諸外国と比較し、日本国内におけるICT利活用の立ち後れが顕著となりました。教育現場においても、学校現場への端末やインターネット環境の整備が急ピッチで進められました。群馬県では、令和2年4月に全県的な1人1台端末の整備が決定され、教育現場でのICT活用が急速に推進されました。

エ 本県の経済と今後の産業政策の方向性

※現在策定中の群馬県産業振興基本計画(素案)からの引用です。
※記載されている内容は変更となる場合があります。

従来、製造業と自動車産業が、県内総生産(GDP)と就業者数の両面から群馬県の経済をけん引してきました。

令和6年4月に策定された群馬県産業振興基本計画(計画期間:2024(令和6)年4月~2028(令和10)年3月)においては、令和5年4月に公表された「ぐんま未来産業アドバイザーボード報告書」の「目指すべき未来産業の姿」や「群馬の新たな産業政策モデル」の実現を目指すものとして、基本理念に「産業構造の変革を好機と捉えて、群馬モデルによる未来産業を創造」を掲げています。

基本理念の趣旨として、デジタル化やカーボンニュートラルの急速な進展と共に産業構造が急激に変化し、先行きの見通しを立てることが難しい社会・経済状況の中ではあるが、産業構造の変革を「脅威」としてではなく「好機」と捉えて、群馬県産業の強みを生かし、多様な人材を巻き込み、新しい考え方などを取り入れ、「自動車産業」から「モビリティ産業」への変

革、新産業の創出、デジタル・クリエイティブ産業の集積など、10年後、20年後の未来を見据えた、群馬ならではの未来産業を創造していくものであるとしています。

(3) 群馬県の教育の現状

ア 児童生徒数の急激な減少

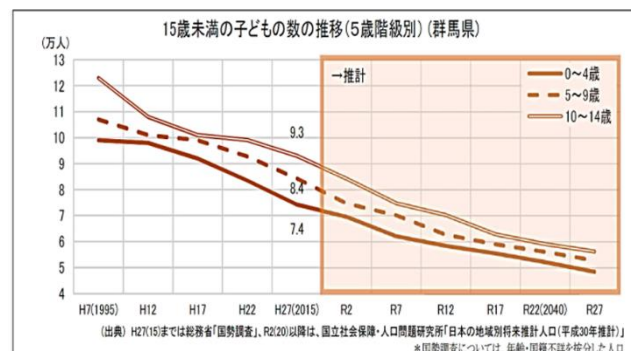
人口全体の減少を上回るスピードで、児童生徒数が減少していくことが見込まれています。

下に引用したグラフに見えるように、令和2(2020)年の15歳未満人口は、グラフのスタート地点としている平成7(1995)年の70%近い数値となっています。

第2次ベビーブーム世代の出産行動が落ち着いたタイミングを迎え、本計画の計画期間における子ども数の減少スピードは更に加速することが見込まれます。

このように児童生徒数が急激に減少していく状況において、適切かつ持続的な学校の在り方に関する検討を進めることや、子どもたちの文化芸術活動やスポーツ活動の機会を維持するための取組を進めていく必要があります。

従来と同じ形のまま全ての学校活動を維持することは困難です。これまで以上に地域や保護者、民間企業などと学校の関わりを深め、学校の枠を超えて、学びを広げていくことが必要になってきます。



また、高齢者人口の増加とともに、生涯学習の重要性が高まっています。高齢者個人の学習機会の提供に留まることなく、社会課題の解決に向けた取組への参加や地域コミュニティの活性化につながるような生涯を通じた学びを推進することが必要です。

イ 学習に関する状況

文部科学省は、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則の一部改正及び学習指導要領の改訂を行いました。小学校から段階的に施行されてきましたが、令和 4 年度からは全学校種で全面施行されています。

① 改訂の基本的な考え方

(ア) ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。

・「子供たちに求められる資質・能力とは何か」を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

(イ) 平成 20 年改訂の学習指導要領の枠組み等を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

(ウ) 特別教科化が先行した道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

② 育成を目指す資質・能力の明確化

中央教育審議会答申においては、「予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力」が重要とされるとともに、こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であること、そのために学校教育が強みを発揮することが必要とされました。

また、世界的な潮流である「汎用的な能力の育成」を踏まえ、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力」等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされています。

「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を

(ア) 「何を理解しているか、何ができるか

：生きて働く「知識・技能」の習得」

(イ) 「理解していること・できることをどう使うか

：未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成」

(ウ) 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

：学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養」

の三つの柱に整理しています。

また、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がされています。

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子どもたちが、生涯にわたり能動的に学び続けるようになるためには、学習の質を一層高める授業改善の取組の活性化が必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の推進が求められています。

④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められています。

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて総則や各教科等において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実が図られています。

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果における平均正答率は、小学校の国語では全国平均とほぼ同程度、算数は全国平均を若干下回り、思考・判断・表現に関わる設問での課題が見られました。中学校では、国語と英語は全国平均を上回りました。

た。数学はほぼ同程度でしたが、自然数、比例定数、四分位範囲などの意味を理解することに課題が見られました。

英語教育実施状況調査によると、英語力が一定レベルに達している生徒の割合は高水準を維持しており、中高生の英語力は着実に向上しています。

ウ 生活習慣・生活規律の状況

児童生徒が、社会の中で自分らしく生きられる存在となるべく、自発的・主体的に成長したり、発達したりする過程を支える教育活動が「生徒指導」です。

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性を見つけ出し、当人の良さや可能性を伸ばすことや、社会的な資質・能力の発達を支えるために実施されます。また、同時に、「自己の幸福追求」と「社会に受け入れられる自己実現」を支えることも目的としています。

そうした目的を達成するためには、児童生徒一人一人が、「自己指導能力」を身に付けることが必要としています。

「自己指導能力」とは、「児童生徒が、深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をすべきか』考えて、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力」とされています。

「自己指導能力」の意味するところは、OECDが提唱し、本教育ビジョンが最上位目標に掲げる「エージェンシー」の概念と同じ趣旨であると考えられます。

こうした生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法をまとめた「生徒指導提要」が、令和4年12月に12年ぶりに改訂・公表されました。

この改訂のポイントは、大きく次の3点です。

(1) 積極的な生徒指導の充実

児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するためとして、「目前の問題に対応する」という課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）

の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれました。

(2) 個別の重要課題を取り巻く社会環境の変化の反映

平成22(2010)年に初めて生徒指導提要が作成された時から、社会環境（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）は大きく変化しています。今回の改訂では、新たな個別の重要課題やそれらに応じた対策等が反映されています。

例えば、「性的マイノリティ」に関する課題と対応や、「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」として、「発達障害に関する理解と対応」、「精神疾患に関する理解と対応」、「健康課題に関する理解と対応」、「支援を要する家庭状況」が加えられています。

生徒指導の主役は子どもであり、教職員は児童生徒の成長・発達を支持するサポート役です。生徒指導は、一人一人の良さを認め、その可能性を広げていくことを目的としていることを忘れてはいけません。

(3) 学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら生徒指導の充実を図ることを重視しています。

特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方が役に立つと考えられています。

エ 体力・運動能力の状況

群馬県の児童生徒の体力は、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果では、小・中学校の男女ともに全国平均を上回る結果となっています。また、小・中学校ともに、体育・保健体育の授業以外で、体力・運動能力の向上に係る取組を行った学校数も全国平均を上回りました。

上記調査における体力合計点は、令和元年度調査から連続して小・中学校の男女ともに比べて低下しました。コロナ禍における行動制限等が影響

していると考えられます。

(※令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

オ 特別支援教育の状況

児童生徒数が急激に減少している現在も、特別支援教育を必要とする児童生徒の数は増加傾向です。これは、高齢出産の増加や医療の発達により救われる命が増えたこと、特別支援教育や特別支援学校に対する保護者等の理解が深まったことなどから、ニーズが増加していることが理由と考えられます。

群馬県の特別支援学校高等部卒業生の一般就労率は、全国平均以上の水準が続いており、今後も本人の希望を尊重しながら、必要な取組を進めていく必要があります。

群馬県では、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上又は生活上に困難を抱える全ての幼児児童生徒の将来の自立と社会参加を見据え、一人一人の能力と可能性を最大限伸長する教育を推進します。

カ 外国人児童生徒の状況

群馬県では、ブラジル人をはじめとする数多くの外国人が居住しており、その数は年々増加しています。それに伴い、外国にルーツを持つ児童生徒の数も増加しており、こうした子どもたちの学びをどのように支えていくかが大きな課題です。

群馬県は、「群馬県多文化共生・共創推進基本計画」を令和4年3月に策定し、「国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、誰一人取り残されることなく、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を活かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらす社会」を目指しています。

この目指す社会の実現に向け、学校教育は非常に大きな役割を果たすこととなります。

児童生徒の多様性を相互の学びに生かし、自分化・多文化に対する知識や、多様な見方や考え方を受け入れようとする寛容な態度などを育む多文化共生教育を実践していきます。

外国人児童生徒等を学校に受け入れる際には、

様々なハードルがあることが想定される一方で、学校にとっても子どもたちにとっても、次のようなよい影響が期待できます。

○多様な価値観、文化的背景、考え方に触れることで、日本の児童生徒も、外国人児童生徒等も、ものの見方や考え方が広がり、異文化を理解し、尊重し合う態度が育まれます。

○外国人児童生徒等への対応は、一人の担任や日本語指導担当だけでは難しいため、先生同士の連携を深める機会が増え、関係する教職員全員で、全ての児童生徒を見ていこうとするインクルーシブな学校文化が育まれます。

○日本語指導が必要な児童生徒にわかりやすい授業は、他の多くの児童生徒にとってもわかりやすい授業です。外国人児童生徒等の教育に関わることで、説明や指示、発問等が自然と工夫されたものになることで、先生自身の職能成長に結び付けることができます。

外国籍の子どもに就学義務はありませんが、児童の権利に関する条約等を踏まえ、希望する場合は、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されています。最終的に、日本の学校への就学を希望しない場合もありますが、保護者の就学判断に至るプロセスを地域差なく、より適正なものにしていくことが求められています。

キ 不登校児童生徒の状況

令和4年度に実施された文部科学省調査の結果によると、群馬県内の小・中学校における長期欠席児童生徒数は、6,227人(前年+889人)であり、このうち不登校児童生徒数は、4,382人(前年+601人)で、不登校児童生徒の割合は、3.13%(前年+0.49ポイント)です。

不登校児童生徒数は、小学校では10年連続増加、中学校では9年連続増加となっています。

こうした傾向は、当該調査の全国結果にも共通しており、不登校児童生徒数のみでなく、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数、そのうちの重大事態の発生件数、自殺した児童生徒数、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数も過去最多という結果となりました。

また、ヤングケアラーや児童虐待など、家庭の

外から見えにくい、気づかれにくい問題が起こりうることを絶えず意識していくことも大切です。被害を受けている本人が、被害に気づけていない場合もあるため、難しい課題です。

新型コロナウイルス感染症等に関連したストレスや、周りとの人間関係の作りにくさ、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性など、周囲の大人が早期に子どもたちの SOS を受け止め、一人で抱え込まずに組織的対応を行い、外部の関係機関等とも積極的に連携して対処するなど、きめ細かな対応が必要となっています。

こうした状況は、児童生徒や社会が多様化している状況に学校が対応しきれなくなっていることも原因の一つかもしれません。学校も含めた社会全体が様々な変化を前に岐路に立たされ、変わることを求められています。学びの多様化学校（不登校特例校）など新たな取組についても前向きに検討を進めていく必要があります。

文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査情報から独自集計

ク 非認知能力育成に係る取組

現行の学習指導要領では、子どもたちに必要とされる資質・能力の3つの柱として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を認知能力だけでなく非認知能力の要素を踏まえて示しています。特に「学びに向かう力、人間性等」に非認知能力の要素が色濃く現れています。

群馬県は、2023（令和5）年に県内の全ての高校で、OECD の社会情動的スキルに関する調査（SSES）に参加しています。（調査結果は2024（令和6）年度に公開予定）

この調査への参加を契機として、群馬県は、県内の公立学校において非認知能力の育成に向けた取組に着手しています。今後は、非認知能力の評価・育成に係る群馬モデルの検討・普及に取り組んでいくこととしています。

非認知能力については、これまでも学校教育全般を通して伸ばしていくために様々な取組がなされてきています。達成感や自己肯定感などの「やる気」に関する要素や粘り強く取り組む態度などの「非認知能力」と、学力や運動能力に代表される「認知能力」は、互いに強く関わりがある

からです。

例えば、「勉強（認知能力）」が「できた（伸ばした）」ことで、「もっとやれる」という気持ち（非認知能力）が強まって、更に「できる」ことへ向かうというように、強め合う関係も持っています。それと同時に、相互に悪い方へと強め合う場合も十分にあり得ます。

従来の教育で重視されてきた認知能力だけでなく、いわゆる非認知能力や社会情動的スキルなどを教育の立場から重視していくことは、世界的な流れでもあります。

ケ インクルーシブ教育の方向性

インクルーシブ教育は、全ての子どもたちが、共に学ぶことを通して、障害の有無、国籍、性差などを越え、共生社会の実現を目指すものです。

世界に目を向けると、障害のある子どもと障害のない子ども、他国から移住してきた子どもと地元の子供たちが、お互いに多様性を認め合い、共に学ぶ、インクルーシブな教育を、一人一人の教育的ニーズにしっかりと対応しながら実施している国や地域があります。

一方で、個別の支援が不十分なまま、多様な子供たちに対して同一の環境で教育を行っている国や、子どもたちの障害の程度や状態等によって福祉や医療の分野のみでカバーすべき対象として、教育の対象にしない国もあります。

日本は、2022年9月国連の権利委員会から「分離された特別教育を終わらせること」、「全ての障害児が通常の学校を利用する機会を確保すること」が勧告されました。

この勧告を受けて、国においても今後の特別支援教育の在り方やインクルーシブな教育に関する検討を始めています。群馬県では、国連の障害者権利条約やユネスコのサラマンカ宣言などを踏まえたインクルーシブな学校の考え方、海外事情や最新の研究状況等の情報収集など調査研究に取り組み、検討を進めています。

群馬県ならではのインクルーシブな教育の構築に向けては、全ての子どもたちが協働する学びと、その子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びを両輪とした教育の充実が必要と考えています。

このようなインクルーシブな教育を推進するためには、児童生徒、保護者、教職員など関係者の理解がとて大切であり、丁寧な説明を行っていく必要があると考えています。

コ 公立学校教職員の状況

教職員の仕事が過重であり、それに見合った賃金が支払われない——いわゆる「ブラック職場である」というイメージが、世間に定着したこともあり、近年の公立学校教員の志望者数は減少しています。

前述した人口減少の影響もあり、労働力人口自体が急激に減少しつつある中で、新たな教員志望者を確保することは、教育の質を確保するという意味合いから喫緊の課題となっています。

他県と比べ、群馬県の令和6年度採用教員の倍率は3.5倍であり、大都市圏よりも高い水準は保っているものの、低下傾向であることは紛れもない事実です。

いわゆる「働き方改革」によって、働くための環境や条件を改善していくことに加えて、教師という仕事が、魅力ある、やりがいのある職業であることを改めて社会的に認知してもらえよう取組が必要となっています。

群馬県では、令和4年12月14日に「令和4年度 教職員の多忙化解消に向けた協議会」（以下、この項で「協議会」という。）が開催され、在校等時間の状況に係る調査結果など、関係各課からの報告に続いて、具体的な多忙化解消に向けた取組について議論されました。

その議論の中で、様々な業務や行事等について「廃止・縮小・ICT化」の視点で見直し、「提言R5」としてとりまとめることが確認され、「学校向け提言」、「教育委員会向け提言」、「保護者・地域・関係団体向け提言」の3種類の「提言R5」がとりまとめられ、各関係者あてに発出されました。

今後、今まで世間から教員や学校に対して過剰に期待されてきた「こうあるべき」という役割自体を見直すことへ理解と協力をお願いしていきます。

こうした取組を進めることによって、教員が子どもに向き合う時間や、新たなことを学ぶ時間、教員同士が支え合う時間を確保できるようにしていきます。

今後は、この「提言R5」の方向性を引き継ぎながら、毎年、協議会から示される働き方に関する提言を受けて、各市町村教育委員会及び各学校、県教育委員会、関係機関等で課題を共有し、保護者・地域・関係団体からの理解と協力を得て、引き続き教職員の多忙化解消に向けた取組を進めていきます。

(4) 第3期群馬県教育振興基本計画の主な成果と課題

第3期群馬県教育振興基本計画は、基本目標を「たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」とし、それを具体化するために、「生涯にわたり一人一人が持つ個性や能力を伸ばし、可能性を育むために、自ら学び、自ら考える力を育成する視点」と「誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う社会をつくる視点」の2つの視点を設定しました。そして、この基本目標等を実現するため、8つの基本施策と19の施策の柱、43の取組を定め、取り組んできました。

しかし、計画期間のほとんどが新型コロナウイルス禍と重なったため、当初に想定していた多くの目標が達成できない状況となりました。

一方で、令和2（2022）年度以降、群馬県内の全ての公立学校において、児童生徒の1人1台端末が急速に整備され、オンライン授業の実施やICT等のデジタルツールの日常的な利活用などが進みました。今後は、これらを更に深化させていくことが新たな課題となっています。

Ⅱ 総論

II 総論

群馬県教育ビジョンが、計画期間に共通して掲げる理念とそこに込められた想いを示します。

1 最上位目標

自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、
高め合う共生社会へ向けて

— ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、
自ら学びをつくり、行動し続ける
「自律した学習者」の育成 —

(1) 最上位目標の意図

自分ひとりだけの幸せでなく、周りのみんなも同じように幸せであってほしい——そう思えるような素直な心であることを望みたい。

それが、この群馬県教育ビジョンにおける最上位計画の根っこにあるものです。

群馬県教育ビジョンでは、最上位目標として、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて— ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動する自律した学習者の育成—」を掲げました。

メインテーマには、「群馬県の教育が目指す社会像」として、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」としています。

ここに掲げた「ウェルビーイング (Well-being)」とは、国の定義によれば、「多様な個人が、それぞれの幸せや生きがいを感じられ、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを指しますが、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。また、個人としての幸せだけではなく、個人を取り巻く「場(※周りの環境や人間関係等を含む)」や「地域」、「社会」が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念」とされています。

一人一人が、「個人の幸せ」だけではなく、自分を取り巻く「社会の幸せ」を願い、そのために実際に行動をすることで、多様な立場の人のウェルビーイングは、互いに影響を与え合い、高め合うことにつ

ながっていくこと、すなわち多様な人々によって構成される共生社会のウェルビーイングにつながっていくことを期待しています。

また、サブテーマとして、「ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動する自律した学習者の育成」を掲げました。これは、群馬県の教育が目指す私たち学習者一人一人の姿であると同時に、私たちの行動や在り方が社会に与える影響や関わりを示したものです。

ここで、「エージェンシー (Agency)」とは、後述するように、人がみな生まれながらに持つ、自分自身の人生と周りの社会をよりよくしていこうとする意志の強さを指します。群馬県では、自分の人生と社会をよりよくしていくために、今、我々が考えるべきこと、必要であることを抽出し、エージェンシーとして再定義しました。すなわち、自分と他者を尊重した上で、課題を自分事化し、自ら考え、判断して責任ある行動をとろうとする意志の強さ、そして、多様な価値観の中で、創造的な対話を行おうとする意志の強さを指します。

群馬県は、子どものみならず全ての県民を「学習者」と位置づけ、エージェンシーを持ち、自らの意思と選択で自ら学びをつくり、実際の行動に移せるようになるような教育を目指します。

(2) 「ウェルビーイング」の向上と「エージェンシー」と「コンピテンシー」

ひと(学習者)が、自分自身の「ウェルビーイング」を向上させるためには、自らを向上させようとする意志としての「エージェンシー」と、それを実行するための力としての「コンピテンシー」とを共に強め、伸ばしながら実際の行動に移すことが必要です。

「エージェンシー (Agency)」という言葉は、OECD ラーニング・コンパスにおいて、次の3つの要素に整理されています。

- ①今ある自分の価値を信じ、大切に思えること、つまり他者を自分と同じように認められること

- ②学習者自身が、自分の人生や周りの世界に対してポジティブな影響を与えうる能力と意志を持っていると信じられること
- ③自らの意志で、責任をもって選択・決定し、振り返りながら行動を起こせること

これらを踏まえ、群馬県では「エージェンシー」を次のように整理しました。

- ①自分と他者を尊重した上で、課題を自分事化し、自ら考え、判断して責任ある行動をとろうとする意志の力
- ②多様な価値観の中で、創造的な対話を行おうとする意志の力

「エージェンシー」は、周囲との関わりによって、強めることも損なうこともできるものです。この「エージェンシー」を強めるための要素の一つとして、「コンピテンシー」を挙げることができます。

「コンピテンシー(Competencies)」という言葉は、「資質・能力」と訳されることもあります。単なる「資質・能力」自体やそれを獲得することだけを意味する言葉ではありません。「知識、思考スキルや実技、姿勢、価値観を含む包括的な概念」とともに、「資質・能力の獲得だけでなく、複雑な問題を解決するために、それらを組み合わせて活用できる力を持つことを含む概念」です。

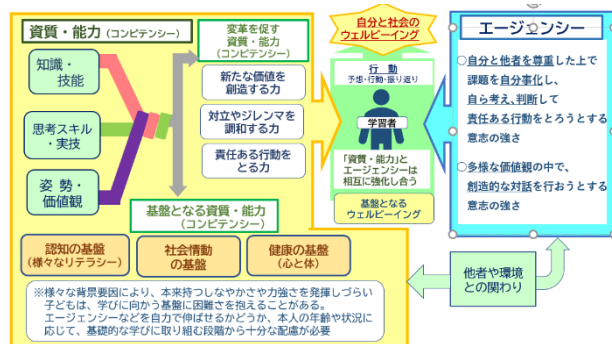
「コンピテンシー」を伸ばすためには、「知識」、「思考スキル・実技」、「姿勢」、「価値観」などの構成要素の前提として、「基盤となるコンピテンシー」が必要と考えられます。認知能力の基盤、社会情動の基盤、健康の基盤などそれぞれの基盤があった上ではじめて、その先の力を伸ばしていけると整理しています。

また、新たに「変革を促すコンピテンシー」という概念もOECDから提唱されています。「新たな価値を創造する力」、「対立やジレンマを調和する力」、「責任ある行動をとる力」というこれら三つの力も、従来のコンピテンシーと並び、身に付けていくこと

が大切とされています。

なお、OECD Education2030 ラーニング・コンパスには、様々なコンピテンシーが整理され、提示されていますが、一人でその全てを完全に身に付けることを意味しているものではありません。どんな人にも得意なことや不得意ことがあります。それぞれが互いに強みを発揮し合い、補い合い、協働して、よりよい社会に向けて行動を起こしていけるようにしていくことが大切です。

しかし、同時に、貧困や虐待、ヤングケアラー問題など様々な背景要因により、本来持つしなやかさや力強さを発揮しづらい子どもは、学びに向かう基盤に困難を抱えている場合があります。特に配慮を必要とする場合があります。彼らは、「エージェンシー」や「ウェルビーイング」についても、自力で伸ばすことが難しい場合があるためです。このような場面では、本人の年齢やそれぞれの状況に応じて、基礎的な学びに取り組む段階から十分な配慮が必要になってきます。



【エージェンシー、コンピテンシーの関係 (略図)】

群馬県では、「エージェンシー」を、「学習者」が行動を起こそうとする意志、「コンピテンシー」を、行動を起こすために必要な能力や力、と大きく定義しています。

そして、それらは相互に強め合う関係にあります。

「力」が身に付くことで、「やろう」と思える「意志」が強まり、「意志」が強まることで、更に「力」を身に付けることができるという関係です。その上で、実際の「行動」に移すことで、自

分を更に高め、ウェルビーイングを向上することにつながっていく、という考え方です。

(3) 「対話」と「交流」による信頼関係

現代は、先行きが予想できない時代と言われていきます。急激な人口減少や社会情勢の変化に加え、自然環境の破壊とそれに伴う気候変動や自然災害の頻発、生成AIの急速な進歩などの目覚ましい技術革新と社会のデジタル化の進展は、ほんの数年前の想定を易々と凌駕しています。

そうした様々な外的要因が渦巻く世界にあって、私たちが「幸せに生きる」ためには何が必要なのでしょう。その答えの一つとして、群馬県は、「対話」と「交流」による信頼関係の構築を掲げます。

私たちが「教育」や「学び」について考えるとき、その視点は対象となる「個人」に当たりがちです。ですが、社会生活を送る中で、私たちは様々な人やグループといくつもの関係を結び、互いに影響を与え合っています。それが良い影響である場合も、逆の場合もあることでしょう。

自分と周りの人々との「関係」に目を向けたとき、その影響の大きさに気づくことができます。

周囲の人々との間に普段から親交があり、双方向に良い影響を与え合える関係があれば、そうした周囲（友人、教師、家族、地域コミュニティの人々）との交流を通して、互いに学び合う関係を築くことが可能です。こうした関係の基礎となるのは、「対話」と「交流」です。

また、ひとが幸せに生きる、すなわちウェルビーイングであるためには、「その人自身」の条件や状態の他にも、本人の周囲に存在する「文化」、「環境」、「人間関係」等の影響から切り離すことはできません。特に日本では、その人が属する「グループ」や「集団」との関係が、ウェルビーイングに大きく影響するものと考えられます。

(4) 「集団」と「個人」の関わり方

「集団」と「個人」の関係において、「集団」

は、同調圧力のようなネガティブな影響をしばしば及ぼします。その一方で、「集団」としての活動により、個人では達成できない大きな成果をあげる場合があることや、集団の一員として活動することが、社会の形成者としての自覚につながるなど、重要な教育的役割を有しています。

「集団」が、個人を抑圧するのではなく、個人を尊重しつつ、集団としてのメリットを発揮できる「健全な集団」として機能するためには、次の3つの要素が重要です。一つ目に「集団のメンバーの多様性」、二つ目に「集団の開放性」、三つ目に「集団のメンバー間に対話と交流による信頼関係が形成されていること」です。

「メンバーの多様性」がない集団は、メンバーの同質性が高くなります。結果として、排他性が高まり、逸脱や変化を許さないような同調圧力も強まる傾向があります。「集団の開放性」が低い集団は、メンバーの出入りに消極的なために、同質性の高い排他的な集団となりがちです。また、「集団のメンバー間に対話と交流による信頼関係」が形成されていない集団では、メンバー間で心理的安全が保たれず、個人の意見やチャレンジが抑圧される傾向があります。いずれも「集団」のネガティブな面が強化されることとなります。

逆に、三つの要素がある集団では、メンバーの多様な立場や考え方が集団の柔軟性を高め、メンバーの出入りが容易であることは多様性を支え、集団内部の心理的安全が保たれることで個人の意見やチャレンジが活発になり、集団の発展にもつながります。こうした「健全な集団」の構成員として活動することは、メンバーである個人にも自己有用感や自己効用感といったポジティブな感情をもたらすことにつながります。

国の教育振興基本計画のコンセプトでは、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の説明として、「多様な個人それぞれが幸せや豊かさを感じる」とことと併せて、「学校や地域でのつながり、利他性、協働性…協調的幸福と獲得的幸福のバランス

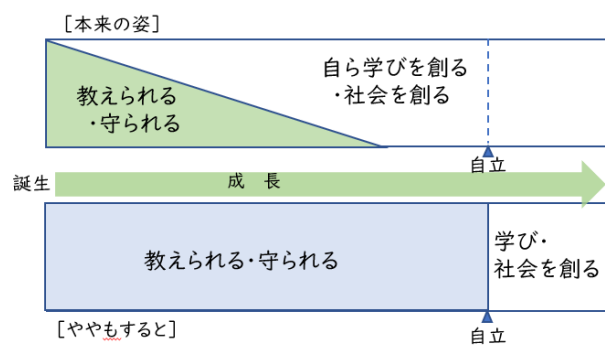
を重視」するとし、「日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信」することが明記されています。

前述のように、学校や地域といった「集団」は、ネガティブな面を持つことは認識しておく必要があります。その上で、「調和と協調」の美名の下、個人のエージェンシーを阻害することがないように、「個人」が尊重される「健全な集団」であることを前提として、「集団」との関わりによって社会の構成員・形成者としての自覚を持ち、社会課題の自分事化につなげることができれば、「社会をより良くする」ための意識と行動（＝エージェンシー）へつながるものと考えます。

(5) 「自律した学習者」とは

「最上位目標」では、「自律した学習者」の育成を掲げています。

「自律した学習者」とは、何が重要かを自ら主体的に判断し、問いを立て、解決を目指していける力を持つ学習者のことです。



上の図「本来の姿」は、子どもの発達段階に応じて、「教わる・守られる」ことと、自律して「自ら学ぶ」ことの割合が変わっていき、やがて「自立」に向かうことを示しています。

これまで、多くの場合、上の図「ややもすると」に示したように、子どもたちは一貫して「(受け身で) 教わる・守られる」立場であり続け、卒業する途端に「自立」して、全てを自分で決めること

を求められ、更に「社会の一員」としての役割を果たすことを期待される形となっていました。このこともまた、社会に出ることのハードルを高くしていた理由の1つであることは否めません。

群馬県教育ビジョンでは、上の図のように、発達の段階に応じて、子どもたちが自律して「主体的に」・「自ら学ぶ」割合を増やしていき、スムーズに「自立」できることを目指していきます。

ここでいう「主体的な学び」は、学習の進め方や方法等を全て子どもに任せて、大人は放任するという意味ではありません。

全ての子どもたちが学びの目的を見失わないよう、興味を持って取り組めるように、周囲の大人は見守りつつ、適切な支援をする必要があります。こうした適切な支援には、従来の一斉授業よりも更に高度な見守りや指導のスキルが必要になってきます。

小さなものごとから少しずつ自分で決めて、行動することに慣れていく——それは、自律と自立への第一歩です。

当たり前のことですが、自分で何かを選び、決めることには責任が伴います。けれど、それは悪いことばかりではありません。

大人になるということは、自分で決めてよいことが増えるということです。自由を得ることであり、楽しいことです。

また、「自立」は、誰にも頼らず、全部一人でやらなくてはいけないということではありません。必要ときには誰かに頼りながら、ときには自分が誰かを助けながら生きていくことでもあります。

2 群馬の教育が目指す学習者像

「群馬県教育ビジョン」では、大前提となる理念として「最上位目標」を置いています。この「最上位目標」を分解し、より具体化した目標として、

「群馬の教育が目指す学習者像①～⑤」を整理しました。

これらの学習者像は、それぞれが別個の学習者を意味しているのではなく、一人の学習者が濃淡を持ちつつも備えてほしい要素を示すものです。

学習者像①

自らが主語となる学びをつくり、深めていく

「学習者」一人一人が自発的に自らの興味・関心に従って学びに向かい、粘り強くあきらめずに取り組み、深めていくことです。

「学びをつくる」ことの原点は、幼児教育における「遊びをつくる」ことです。幼児たちは、自分の気持ちに従い、遊びを見つけ、工夫し、楽しみます。自発的な「遊び」は、好奇心や探究心などを育む学びの基礎となります。

そして、学校においては、例えば、教師から一方的に受け身で教えられるのではなく、子どもが自分で興味を持つ分野をより深く知ろうと取り組むことです。そうした学びにおいては、教師は子どもたちが必要とするときに支援する立場になります。また、子どもたち自身が、自分で取り組むべき課題を考えて、その解決に向けて必要な手段を探して、努力していくことなどです。

更に、既存の知識・技能を、誠実に学ぶことも大切なことです。ここでいう「誠実」とは、与えられた知識をうのみにして単に暗記しようとするのではなく、その知識が成立する背景や、その意義を自ら考え、その大切さや興味深さ、活用場面を自ら考えること、クリティカルシンキングの姿勢を指します。

それぞれの子どもの習得度に応じ、反復して知識・技能を習得することも大切です。DXの進捗により、学習ソフト等を活用した個の習得度に応じた

学びが進んでいきます。

社会での場面であれば、仕事の一環として（もしくは仕事とは関係なく）、自らの関心ある事象や分野を深掘りすることが含まれます。これは、長期化する人生において必要となる生涯にわたる学びや生きがいの追求にも通じるものです。

講義を受けるだけの受動的な学びから、能動的に他者と協働した学びへ移行することは、世界的な教育の変革における流れの一つでもあります。

学習者像②

社会課題を自分事化して、行動に移す

「学習者」一人一人が、社会の形成者としての自覚を持ち、社会課題を自分事化して考え、実際の行動に移す行動力を持つことです。

先行きが見通せない時代にあっては、誰かが決めたことをそのとおりにやるのではなく、様々な社会課題を自分事として深く考えて、取り組める力が必要です。

自分事としてものごとを考える前提には、自ら主体的に考え、自分の意思で判断して、行動できることが必要です。それはまた、結果に対して責任を負うことでもあります。

自分で考え、決断し、行動し、結果の責任を負うことは、裏を返せば、それこそが自由です。

社会に生きる一人一人の学習者は、個人であると同時に、社会を形成する存在です。目の前にある社会課題を解決できるのは、「どこかの誰か」ではなくて、「自分たち」です。

現代は、気候変動や国際紛争など、個人の力では変えようがないと思えるような課題も数多くあります。

それでも、私たち一人一人が、「自分事」として考えて、協力し合い、行動に移していくことが解決に向けた第一歩となるでしょう。

学習者像③

多様性を尊重し、互いに認め合う

「学習者」一人一人が、国籍、人種、宗教、性別、経済力など自分と異なる他者を知り、違いを認め合い、お互いを価値ある者として相対することです。

ここでいう「違い」は、例として挙げた具体的な事象に限られるものではありません。他者との間に生じる日常的な意見の相違や、ものごとに関する好みの違い。それらもまた、多様性であり、片方の価値観を押しつけるのではなく、お互いに尊重し、認め合うことが大事です。

群馬県教育ビジョンの策定に当たっては、「多様性に係る当事者ヒアリング」(第3回外部ヒアリング)を実施しました。ヒアリングでは、幼少期に群馬県に移住し、公教育を受けて育った外国籍の方と、生まれながら聴覚障害を持ち、同じく公教育を受けて育った方のそれぞれから直接お話を伺うことができました。

お二人から個別に伺ったお話には、期せずして大きく一致した部分がありました。

・「互いを知ること、違いを知ること。違いがあることを相手に伝えること、それを自分も知ること。そして、互いに相手を理解すること」がとても大切。そうやってお互いを理解することで、信頼関係ができて、助けを求めたり、助け合ったりできる。

・自分自身が、「障害を知る(理解する)こと」がとても大切。周囲の人間が、「障害という違いがあることを知ること」と同じくらい、障害を持つ本人が、「障害がある自分が周囲と違うことを理解すること=障害のある自分を認める(=尊重できる)こと」が大切。それによって、周りに理解や助けを求めることができるようになり、結果的に本人が自分自身を肯定できることにもつながっていく。

互いの「違い」を知り、尊重することと、そのために必要なのは、コミュニケーションをとり、信頼関係を結ぶことであるという点も一致していました。

これは、次の「学習者像④」に掲げる要素にも深く通じているものです。

学習者像④

対話と交流により、信頼関係を築いていく

「学習者」一人一人が、最上位目標に掲げる「自分と社会のウェルビーイング」を高めるためには、学習者と学習者の間に、対話と交流によって信頼関係を築くことが大切です。そのためには、社会性やコミュニケーション能力、他者と対話する力が必要となってきます。

また、最上位目標に掲げる「自律」や「エージェンシー」の定義に含まれる「自らの頭で考える」という要素は、周りの「人」や集団を含む「相手(他者)」との間に対話と交流が必要であることと矛盾するものではありません。

「学習者像③」で前述したように、「対話と交流による信頼関係」は、「支援を必要とする人」が心を開いて、助けを求めるための前提としても大事です。

「支援」というほどでなくとも、周りの人と気軽に相談できるような信頼関係を築くことは、子どもにも大人にも共通して必要であり、ウェルビーイングを向上させることにもつながります。

意見の対立が起きたときに、一方的に相手をやり込めるのでも、一方的に我慢してしまうのでもなく、お互いの意見を尊重しながら対話して、お互いにとってより良い解決策を見つけようとする関係性を持つ学習者像を目指すものです。このような対話によって信頼関係が築かれることで、より深い議論が可能になります。

例えば、学校の場面であれば、クラス内で対話や交流をもち、自己開示できる人間関係を築けていれば、日常的にも相談しやすくなります。勉強でのち

よつとしたつまずきや困りごとなどを相談し合える関係を作ることは、自分と異なる他者を受け入れる素地にもなるものです。また、基本的な信頼関係を前提にできれば、協働した学びをより活性化することも可能になるでしょう。

また、社会での場面を想定すれば、職場や所属するグループ内の対話や交流を活性化することで、信頼関係を築くことができます。

このような対話と交流による信頼関係を築くことのメリットは、情緒的な安定性を得られることに限られるものではありません。心理的安全が形成されることで、個人の積極的な発言や新たな挑戦をしやすい環境が生まれます。活発な意見交換によって、よりよいアイデアが創出されるなど具体的な成果につながることを期待できます。

また、この「学習者像④」にいう「対話と交流により信頼関係を築く」ことには、「人の力を借りる力」、「周りにつながる力」、「周りに助けを求められるし、ときには周りを助けられる力」や「SOSを発信できること」「自分を周りに知ってもらおうとすることができること」という要素も含まれます。

こうしたことは、他の学習者像の前提ともなる大事な要素です。

人とのつながりを得ること、助けられるだけでなく、人を助けることができること。これらは、自分自身に自信を持ち、自分と社会のウェルビーイングに向かうモチベーションの向上にもつながります。

学習者像⑤

生涯にわたり学び続ける喜びを実感し、

共有していく

「学習者」一人一人が、その生涯にわたって学びに携わり、喜びを感じて、その感動を他者と共有していくことが必要です。

世界的に人間の寿命は長期化する傾向にあり、今の子どもたち世代の約半数は100歳を超えて生きるという推計も示されています。

そうした「人生100年時代」にあっては、「学び」を学校時代に限定するのは適切ではありません。

長期化する人生は、学生時代、勤労する時代、退職後というように単純に三区区分することは当てはまらなくなっています。様々なかたちで学び続けることが、一人一人の学習者のためにも、社会のためにも大切になっています。

しかし、この「学習者像⑤」で提示したいのは、学び続けることの「大切さ」だけではありません。

「学ぶこと」の本質は、「知ること」であり、それは人にとって、本来「楽しいこと」です。何かに強いられたからではなく、自らの関心に基づいて、社会課題へ関与したいという意志を持って、単純に面白そうだと思って……など、様々なかたちで「学ぶことは楽しい」ことを学習者が実感し、その思いを他者と共有し、広げていくということが大切です。

このような生涯にわたる学び——いわゆる生涯学習の重要性は、世界に共通した大きなテーマです。技術革新が目覚ましい社会において、職業上必要なスキルを得ることや、知識を更新するためといった実用的な意味合いだけでなく、生きがいを得ることや人生を充実させるために、学びはより大切なものとなっています。

また、「生涯学習」という言葉は、ともすれば大人だけを対象としたものと捉えられがちです。ですが、学校に属して学ぶこともまた、「生涯学習」の一つです。

児童や生徒が、目の前の課題や試験の結果だけにとらわれるのではなく、「楽しみ」や「喜び」をもって学びと向き合える機会を増やすことや、楽しみながら学び続けている年長者や地域の人たち等と交流することで、視野を広く持ち、具体的な将来像を得ることにもつながります。

3 目標実現のために持ち続ける視点

群馬県教育ビジョンでは、「最上位目標」と「目指す学習者像」の両方を合わせて、「目標」と位置付けています。

一般に、「目標」という言葉からは、「到達すべき目標」や「達成すべき目標」と理解されることが多くあります。

しかし、群馬県教育ビジョンでは、これらの「目標」を「最上位目標に向けて、向上し続けること」、「目指し続けていること」を意図した目標として位置付けています。

そして、最上位目標に向けて、向上し続ける、思考し続けるために、常に頭に入れておき、判断に迷ったときの「道しるべ」となるものとして、次の2つの「目標実現のために持ち続ける視点」を置きます。

「最上位目標」に用いた「ウェルビーイング」や「エージェンシー」は、その言葉自体に、「続けていく」ことや「より高め続けていく」という意味合いが含まれています。「到達する」や「達成する」ということでなく、教育ビジョンの最上位目標には、「ずっと向上していく」、「ずっと努力し続けていく」そういった想いを込めています。

群馬県では、次の2つの視点を常に頭において、教育施策を展開していきます。

視点①

大人も、子どもも、社会的な“一人の主体”

視点①では、「大人も」「子どもも」と併記することで、両者が対等であることを示しています。

子どもは、ただ一方的に守られ、教えられる存在ではなく、自発的に社会に影響を与えられる存在です。そして、そのことを大人も、子ども自身も認識することが、自分と他者を尊重し、自ら行動する姿勢を育むことにつながっていきます。

もちろん子どもの発達段階に応じて、大人による保護や支援も必要です。しかし、その関わり方は段階的に変わっていくものであると認識する必要があ

るでしょう。

保護者や教師といった大人による一方的な保護や監督の下にあり続けることは、子どもたちが元々持っている力や意志を弱めてしまう恐れがあります。

むしろ、子どもたちの力を信頼し、任せることで、子どもたちの自律性を高め、主体的に責任ある行動をとれる力を身に付けることにつながります。

教育政策を含む子ども関係施策に子どもや若者の意見を反映させることは、日本では「こども基本法」に規定されています。世界的には、子どもや若者を政策の意思決定における「対等なパートナーとして」参加させることが要請されています。

群馬県教育ビジョンの策定にあたっては、「若者意見聴取ワークショップ」（第3回外部ヒアリング）を開催し、県内の高校生・大学生から教育や学校などに関する意見を直接聴くための場としました。

参加者からは、生徒による主体的な学校運営や学校行事の運営、生徒と学校との対等な立場での対話の必要性、それに基づく信頼関係の醸成が必要であるなどの意見が出されました。

視点②

学校で、家庭で、地域で…

自ら学び育つ、共に学び育つ

視点②では、「学び=学校」、「学び=家庭」という一般的な社会認識からの転換が必要であることを提示します。また、同時に、「学び=教えてもらう」という受動的な学びのかたちから、自ら積極的に働きかけて、自分一人だけでなく、他者と協働して学ぶという積極的な学びへの転換も示します。

これまで、学び（教育）は、学校と家庭が全ての責任を持って行われるべきものという意識が強くなりました。

しかし、社会が急速に変わりゆく中、教育や学校に対する考えも見直されるべき時期が到来していま

す。

教育（学び）は、学校の中で行われることのみを指すではありません。地域の人との関わりや友人関係の中で実践されるもの、自然環境や社会課題を考える中で見出すものなど、日々の生活や人生に複合的に通じる学びが存在します。

従来の学校教育の中で熱心に取り組まれてきた科目ごとの基本的な知識や技能の習得は、変わらず大切です。しかし、それだけに焦点を当てたテストの得点を競うようなことから変わっていく必要があります。

学びによって得た知識や力は、学習者自身の自己実現のためだけでなく、社会課題の解決に向けて発揮されていくべきものです。

様々な場における個々の学習者による自律的な学びと共に、心理的安全性のある信頼関係の下における他者との関わりの中で生じる協働的な学びによって、それぞれの学習者が様々なかたちで成長していくことが大切です。

従来の学校教育のオーソドックスなスタイルは、教室の中に多くの子どもや生徒が整然と並び、教師による説明を静かに注意深く聞いているというものでした。

現代の教育が目指す学びの姿は、それとは異なります。既に学校現場でも、従来型の講義形式の授業に加えて、グループディスカッションや協働的な対話型の取組が取り入れられています。

4 今後5年間の教育の重点政策（概説）

ここまで見てきたように、群馬県教育ビジョンでは、理念として「最上位目標」や「目指す学習者像」、そのために「持ち続ける視点」を提示しています。

これらの理念と、実際に教育行政や学校現場で行われている施策や取組を結びつけるものとして、「今後5年間の教育の重点政策」を提示します。

この「重点政策」は、計画期間の5年間で継続し

て進めていくものや検討を始めるものに関する大きな方向性です。

群馬県教育ビジョンの理念の下、実際の学校現場等における事業や取組は、毎年作成する「ぐんまの教育2020ー基本方針と主要事業ー」に整理していきます。

「ぐんまの教育2020」は、「重点政策」とその下に掲げた「主なテーマ」、「具体的な施策」へ連なる実際の事業や取組を整理するとともに、あわせて進行管理等に用いる事業ツリーや指標等を掲載します。

事業ツリーは、計画の進捗管理のためだけでなく、新たに行おうとする事業や取組が、教育ビジョンの理念と重点政策の趣旨に適うものであるか確認することや、逆に、理念と重点政策に向けた取組が不足していないか等を確認するためのツールとしても活用していきます。

事業年度終了後、「教育委員会の点検・評価」の一環として、外部有識者からなる点検・評価委員会による点検・評価を毎年実施し、議会で報告します。

「教育委員会の点検・評価」で得られた意見や評価結果は、次年度事業の見直しや改善等に速やかに反映させることで、教育行政におけるPDCAを的確かつ早く回していきます。

(ア) 目指す学習者像の実現のための5つの重点政策

主に、「目指す学習者像」を実現するための重点政策として、学習者の学びを推進するための政策や、学習者の力を伸ばすための政策を掲げます。

それぞれの政策と具体的な施策等については、「各論」の該当ページに掲載しますので、ここでは、それぞれの重点政策の意図について記述します。

政策 a

変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成

発達段階や個性、興味関心に応じた一人一人の主体的な学びを通じて、知識・技能等の認知能力と学びに向かう力等の非認知能力を相互に強化しながら身に付ける

ここでは、主なテーマとして3つ掲げています。

「(1) 自ら学びをつくる力の育成」では、学びのベースとして、幼児期の教育において、子どもたちが自分で発見する喜びを持って楽しく「遊びをつくる」ことを促すことにより、全ての学びの基礎となる好奇心や探究心などを育みます。

学校教育では「分かる喜び」・「できる喜び」・「学ぶ喜び」を実感できる授業を中心に据えた上で、本ビジョンの重要な概念である「エージェンシー」を発揮するための学びを推進します。教育現場により良く即した形で、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、エージェンシーを伸ばし、発揮するための取組に必要な研究・実践を進めます。

特に探究的な学習では、STEAM 教育の手法等により、教科の学びを身近に引き寄せて考えることや、地域課題の解決への取組を行います。そして、仲間や地域との協働する経験や成功体験を得ることもつながります。

「(2) 自ら考え、判断し、行動できる力の育成」では、非認知能力の評価・育成に係る群馬モデルの検討・普及に取り組みます。また、子どもたち一人一人の主体的な成長を支えるための生徒指導や特別活動、総合的な学習の時間等を取り上げるとともに、子どもたちの自主性や主体性を発揮するための取組を推進していきます。更に、挑戦や試行錯誤を繰り返す場を充実させ、子どもたちが日頃から挑戦や失敗を経験できるようにすることで、レジリエンスや諦めない心、自己肯定感などの非認知能力を育むことにもつなげていきます。

「(3) 自立の基盤となる資質・能力の育成」では、アサーションやアンガーマネジメントといったソーシャルスキルの育成や自身の将来を見据えたキャリア教育の推進などを取り上げます。いずれも子どもたちが社会に出て行く基礎の部分で必要となる要素を伸

ばすための取組です。

[各論本文 P42 へ]

政策 b

多様性を尊重し、協働する力の育成

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばすとともに、一人一人が自分を大切に、異なる状況にある他者を尊重し、対話や交流を行い、互いにとって良い方向を見出そうとする姿勢を身に付ける

ここでは、主なテーマとして3つ掲げています。

「(1) 特別支援教育の推進」では、特別支援学校における個々の児童生徒の特性に応じた教育の充実や卒業後の社会的な自立や居場所づくりのほか、近隣の学校を含む地域との交流の活性化を取り上げます。

「(2) 互いを理解・尊重する活動の推進」では、お互いが違いを持っていることを理解した上で、互いに尊重する意識を高めることにより、いじめ問題等の未然防止に資する教育を推進します。

いじめや差別の原因は一つではありませんが、「自分と違うこと」への理解や許容が不足していることが原因となる場合も多くあります。

自分とは異なる他者と対話をして、交流を持つこと。互いを知ろうとすること。自分を知ってもらおうとすること。自分と他者が違うことを知り、その違いを尊重しようとする事。

そうした意識を育成するために、児童生徒による主体的ないじめ防止活動や人権に係る課題の解決に向けた取組等を進めていきます。また、対話と交流を実施するための手法を身に付ける手立ての一つとして、ソーシャルスキルの育成も進めていきます。

「(3) 多様な価値観を踏まえた協働の推進」では、文化的背景・年齢・性別などの相違に基づく多様な価値観を踏まえた上で、互いに理解し、協働できるようになるための教育を推進していきます。

群馬県では、ブラジル人をはじめとした数多くの外国籍の住人が年々増加しています。地域による差はありますが、地域や学校現場において、文化的背景や宗教など様々な条件が異なる者同士が共に生きていくこととなります。そのため、多文化共生社会に向けた国

際理解教育や外国人児童生徒を対象とした教育の充実を進めていきます。

また、ジェンダーに代表される無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組も大切です。教育は、古くから根付いた差別を解消するための仕組みにも、逆に再生産する仕組みにもなりうるものです。今後も継続すると見込まれる人口減少社会において、男女共同参画の推進は、これまで以上に不可欠なものとなります。

様々な違いを認め合った上で、互いを尊重できることは、全ての人にとって生きやすい社会につながります。

[Ⅱ 各論本文 P46へ]

政策c

自分と社会をより豊かにするための生涯にわたる学びの支援

人生100年時代において学び続ける意欲を高め、自らの興味関心に基づいて社会課題を自分事化して深める学びや、文化・芸術との関わりを深めること等により、それぞれの学習者の学びを豊かにすることを目指す

ここでは主なテーマを2つ提示します。

「(1) 主体的に社会の形成に参画する態度の育成」では、「自分の行動が社会を変えることができる」という考えを持ち、実際に行動できる態度を育成する取組を推進します。子どもの意見表明に係る場の創設や子どもが主体的に取り組む活動の推進、主権者教育の推進などです。前述の「持ち続けるべき視点①」の要素が特に強く反映されるテーマです。

また、「(2) 社会教育や体験活動など多様な学びの充実」では、地域における学びに加えて、自然体験や芸術鑑賞等の機会を設けることにより、「感動する心」などの情操教育を充実させる施策を推進します。また、こうした活動を受動的な立場で体験するだけでなく、自らもコンテンツの創り手やイベントの運営者になりたいというような主体的な意識につながるような機会づくりを推進していきます。

[Ⅱ 各論本文 P50へ]

政策d

心と体の健康に対する理解と向上

自他の生命の大切さを認識し、心と体の健康に関する基本的な知識を身に付け、心身相関の関係性等を理解して実践につなげることで、全ての学びの基盤である心身を整える術を身に付ける

ここでは主なテーマを3つ提示します。

「(1) 心と体の健康への理解と意識向上」では、命の大切さを知り、自分と他のものの命を大切にするとともに、心と体の健康への理解を深めることを掲げます。自分自身の状態を認識すること、また、自分に必要な相談や支援を自分から求められる力や自分の体に必要な対応策を見つける力を身に付けることにつなげていきます。

メンタルの不調に係る問題についても、心理的な面からのみ理解しようとするのではなく、生体としての状態、心理的な状態、社会的な状態といった複数の観点から理解しようとする必要があると、青少年を指導する立場からも指摘されています

(※「生徒指導提要」BPSモデルに基づくアセスメント)

「(2) 身体活動の充実とスポーツを楽しむ意識の醸成」では、学校内外のスポーツ活動等をきっかけにして、身体を動かす楽しさを知ることや、生涯にわたって続けられるスポーツとの出会い、スポーツを続けていこうとする意識づくりにつなげることを掲げています。

学校内で実施される体育や部活動だけでなく、地域と連携したスポーツ活動や、生涯スポーツの定着と充実を推進します。

「(3) 安全・安心に係る意識の向上」では、交通安全教育や包括的性教育等の安全や安心に係る施策を推進することで、自分や周りの人たちの心身だけでなく、その後の人生を守るために必要な意識を向上させていきます。

交通安全やネットリテラシー、包括的性教育等の具体的な施策は、いずれも子どもたちが被害者にも加害者にもなりうる可能性を持っていることへの意識を高めるためのものとしします。

[Ⅱ 各論本文 P54へ]

政策 e

時代の変化に対応した教育イノベーションの推進

教育の「不易（変わらない本質）」の部分も「流行」の部分も大切にしながら、県を挙げて「始動人（自分の頭で未来を考え、動き出し、生き抜く力を持つ人）」の育成につながる新しい取組に挑戦する

主なテーマとして5つ提示します。

「(1) 自分で考え動き出す〔課題解決能力育成〕」では、群馬の土壌を生かしたSTEAM教育等の推進などの取組により、様々な知識や考え方を総合的に働かせ、課題解決や新たな価値を生み出せる力を育みます。

「(2) デジタルツールを使いこなす〔デジタル人材育成〕」では、ICTリテラシーや、デジタルツールを十分に活用した情報の収集、分析や自らの考えを発信する力を育成し、新たな価値を創造する人材を育成します。

「(3) 世界に目を向ける〔グローバル人材育成〕」では、留学、海外研修のほか、ICT等を活用した国際理解教育や、企業等と連携した多文化共生教育等の推進により、グローバル人材を育成します。

「(4) 教育DX〔DXを基盤とした新しい学びの確立〕」では、ICTやスタディ・ログ、データの活用により、個別最適な学びや協働的な学び、更に幅広い学びを実現できる学習環境の整備をより多角的に充実させるとともに、自ら課題を設定し、主体的に学び続ける力を身に付けた人材を育成します。

「(5) 全ての人活躍できる〔誰一人取り残さない学び〕」では、一人一人の個性や特性が尊重され、全ての児童生徒の可能性が育まれる体制を整備します。

[Ⅱ 各論本文 P58へ]

(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる5つの重点政策

前述の「目指す学習者像を実現するための5つの重点政策」の前提となる教育の基盤を整えるための5つの重点政策を掲げます。

政策 a

「人」を支える取組の充実

生き生きと学び合える学校の実現のため、児童生徒及び教職員が能力を最大限に発揮できる環境を整備する

ここでの主なテーマは、「教職員の働き方向上」です。

教職員の多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む「働き方改革」と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進します。また、計画策定の時点では、「働き方改革」が適当な状況ではありますが、計画期間満後に目指す姿として「働き方向上」としました。

学校業務及び行事等の見直しの推進、研修等を通じた教職員のスキルアップやキャリア支援の充実など、働き方改革だけでなく、教職の魅力向上させる取組も進めていきます。

なお、学びにおける教師の役割の変化、社会からの教師に対する評価を変えること、教師の仕事に関する裁量の拡大とやりがいの向上、教育政策への意見反映などは、国際的にも改革が必要であると指摘されていることです。できることから着実に取り組んでいきます。

[Ⅱ 各論本文 P62へ]

政策 b

これからの時代の学びを支える施設・設備整備の推進

時代に応じて変化していく学びに対応するため、将来を見据えた施設・設備等の整備を推進する

ここでは、主なテーマとして「県立学校の再編整備及び施設・設備整備の推進」を掲げます。教育の質的水準の維持・向上を図る観点から、県立学校の再編整備を計画的に行っていきます。また、新しい時代に即した教育の推進には、それに適した物理的環境が不可欠です。学校施設のバリアフリー化、長寿命化に加え、新しい視点でのリノベーションを行い、新しい時代の学びを育む施設・設備の整備を一体的に行います。

[Ⅱ 各論本文 P64へ]

政策 c

これからの時代の学びを見据えた体制の整備

学習者が活躍する将来の社会に必要な資質・能力を育む教育を推進するため、新たな学びの在り方に対応できる教育体制を整える

ここでは、主なテーマとして3つ提示します。

「(1) 学校の魅力向上」では、グランドデザインやスクール・ポリシー等に基づいて、各学校におけるカリキュラム・マネジメントに力を入れることで、特色ある魅力的な学校づくりを推進することについて記述します。

学校長が明確なビジョンをもって、学校経営に取り組むことは、子どもたちにとっても、そこで働く教職員にとっても、より良い魅力的な学校づくりにつながります。

「(2) デジタル学習基盤の整備」では、ICTを学習ツールとして効果的に活用できる体制を整備し、個別最適かつ協働的な学びの一体的な充実を図っていきます。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進については、「学習者像実現のための政策①」でも大きく取り上げていますが、ここではそのための手段の一つであるICTと、それに関連する全般について取り上げます。

「(3) インクルーシブ教育推進に向けた体制整備」では、学校教育において一人一人に応じた支援を要する全ての子どもが共に学び合うことができる教育環境を通じて、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を実践するための体制整備を進めていきます。

特別支援学校における交流・共同学習の推進のほか、特別支援学校のセンター的機能の充実、通級指導教室の機能強化等を進めます。また、外国人児童生徒等に係る教育を充実していきます。

国内外の先進事例を研究し、全ての子どもたちが協働する学びと、その子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びを両立させた群馬ならではのインクルーシブな教育の構築を図ります。

[II 各論本文 P66へ]

政策 d

学びの充実にに向けた様々な主体による

連携・協働の推進

学びを学校だけで完結させず、「家庭」「学校」「地域」「行政機関」「民間団体・企業」等の連携・協働により、学校教育・社会教育が相互に関わりを持ちながら、生涯にわたる学びを広げていく

ここでは、主なテーマとして2つ提示します。

「(1) 『地域とともにある学校』・『学校とともにある地域づくり』に向けた取組の充実」では、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、住民・企業などを含めた地域全体で教育活動を行い、学びの広がりを目指すとともに、地域コミュニティの活性化につなげます。

「教育」を学校内だけで完結させないための「開かれた学校」へ向けた取組であり、制度的な面からコミュニティ・スクールや部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた取組などを記述します。また、地域におけるPTA、民間企業やNPOやフリースクール、外部の専門人材などとの連携や協力を組み込んでいくことも意図しています。

「(2) 生涯学習・社会教育を推進する環境整備」では、生涯学習・社会教育を担う人の育成や社会教育施設の有効活用等を通じて、人生100年時代の学びを支える制度的な面について記述します。県立図書館の機能強化のほか、社会教育分野におけるデジタル活用の推進、学校や地域における多様な学びのハブとなるような場づくりなどの新たな取組にも着手していきます。

[II 各論本文 P70へ]

政策 e

全ての子どもの学びを支援する取組の充実

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす教育を目指し、教育費負担の軽減を図りつつ、個別の課題を抱える子どもに対して、「教育」と「福祉」・「保健」・「医療」・「司法」・「地域」・「民間団体・企業」等の連携により、年齢や背景の多様性等に応じた支援を行う

ここでは、主なテーマとして3つ提示します。

「(1) 教育に係る経済的支援」では、授業料やその他の教育に係る経費の負担を軽減し、経済的理由により就学の機会が失われないよう、児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整備します。

「(2) 不登校児童生徒等への支援の充実」では、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、状況に応じてフリースクール等の民間団体などと連携を図りながら、子どもたちが「社会とのつながり」を持つことができるよう、一人一人に寄り添った支援を行います。

また、「(3) 様々な背景要因により本来持つしなやかさや力強さを発揮しづらい子どもに対する支援」では、様々な背景要因により、社会生活を円滑に営むうえで困難さを有する児童生徒について、専門機関等と連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行っていきます。

メンタルヘルスの諸問題や貧困や虐待など社会生活を円滑に営むうえで困難さを有する児童生徒は、群馬県教育ビジョンが最上位目標に記している「エージェンシー」や「ウェルビーイング」についても、自力で伸ばすことが難しいことがあります。

子どもたちが、「向上」を目指す前の段階で困難さを有している場合があることを忘れることなく、また、そうした子どもへの支援を学校だけで抱え込むことなく、必要とする専門的な支援に速やかにつないでいけるよう連携体制を整えます。

[Ⅱ 各論本文 P74へ]

(空白)

Ⅲ 各論

(ア) 目指す学習者像の実現のための
5つの重点政策

(ア) 目指す学習者像実現のための重点政策

a 変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成

趣旨

発達段階や個性、興味関心に応じた一人一人の主体的な学びを通じて、知識・技能等の認知能力と学びに向かう力等の非認知能力を相互に強化しながら身に付ける。

取り巻く環境

前提・背景等

・現行の学習指導要領では、子どもたちに必要とされる資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）が示され、これらを育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行うことの重要性が示されました。

・3つの柱のうちの「学びに向かう力」に関連して、学力等の数値で計測できる能力（認知能力）のみならず、非認知能力の育成の重要性にも注目が集まりつつあります。群馬県では、令和5年5月・6月に、県内の全ての高校（79校）で、OECDの社会情動的スキルに関する調査（SSES）に日本で初めて参加しました。調査結果は令和6年度に公開予定です。

・急激に変化する社会の状況や、児童生徒の多様化を踏まえ、日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上を目指す理念の下、未来に向けて自らが社会の担い手となり、持続可能な社会を維持・発展する人材の育成、具体的には、主体性、リーダーシップ、想像力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成が求められています。

計画策定時点（令和5年度）の取組

・幼児期の教育について、「育てたい子どもの姿」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を示すとともに、取組の方向や方策を示した「就学前のぐんまのこどもはぐくみプラン」を活用し、質の高い保育・教育を実践に向けた取組を推進しています。

・小中学校等では、指導資料「はばたく群馬の指導プランⅡ」を全小中学校教職員に配付し、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりの基本を示しています。また、1人1台端末導入に伴い、「はばたく群馬の指導プランⅡ ICT活用Version」を県教育委員会のWebページに掲載し、随時更新しています。

・高等学校段階では、「県立学校教育指導の重点」において、教科ごとに授業改善の視点を示しています。特に「総合的な探究の時間」において、STEAM教育の考え方を取り入れ、生徒が教科横断的に課題の解決に向けた学びを深められるよう取り組んでいます。

・非認知能力の評価・育成について、群馬県では、令和5年度より専門家委員会を設置し、検討を開始しました。指定校6校において、令和6年度からの実践研究に向けた準備・研修を進めています。

・高等学校等においては、「スクール・ポリシー」に基づき、育成を目指す資質・能力を明確化・具体化して生徒の受入れや教育課程の編成・実施を行い、体系的な取組を進めています。

主なテーマ

(1) 自ら学びをつくる力の育成

個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進により、各教科への理解を深め、自分自身の興味関心に応じた学びの基盤とします。

具体的な施策

【遊びを通して主体性を育む幼児期にふさわしい教育の推進】

- ・自発的な活動としての「遊び」を生み出すために、必要な環境を整え、幼児期の特性を踏まえた指導を積み重ねていくことで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育てていきます。
- ・遊びを通して、頭や心、体も動かし、主体的に様々な対象と直接かかわりながら、総合的に学びます。遊びを通じた好奇心や幼児同士のコミュニケーションなどを大切に、「感じる」「考える」「気付く」「表現する」などの感覚を広げ、深めていくことで、小学校以降の資質・能力へとつなげていきます。
- ・幼児の興味・関心に応じた環境の構成のもとで、幼児たちは遊びから直接的・具体的な体験をします。そのような「遊びを通じた学び」を大切にすることで、幼児の主体的な力が発揮され、小学校以降につながる非認知能力を育てていきます。

【「わかる喜び」「できる喜び」「学ぶ喜び」を実感できる教育の推進】

- ・わかる喜び、できる喜び、学ぶ喜びを実感できる学びの充実を図ります。
- ・学校における学びの中心は授業です。各教科等で育成する資質・能力を明確にし、各教科等の本質に迫る授業を実践することで、児童生徒一人一人の学ぶ意欲を高めるとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、それらを活用しながら課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育てます。
- ・小中学校等において、各教科等の授業改善についてモデル校を中心に研究し、その好事例等を周知していきます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するための校内研修の充実を図ります。

【エージェンシーを発揮するための学びの推進】

- ・「エージェンシーを発揮するための学びを推進するためのリーフレット（令和5年県教委発行）」を活用し、児童生徒が主体となるエージェンシーを育てるための授業の実現に向けた視点やポイントを各学校に周知します。
- ・高等学校において、エージェンシーを重視し、「自ら考え、判断し、行動できる生徒」を育成することを目的に、S A H（Student Agency Highschool）事業を実施します。
- ・S A H指定校では、生徒が主体となった学校行事の運営や、生徒による主体的な進路実現に向けて、エージェンシーの向上のための取組を検討していきます。

【探究的な学習の充実】

- ・「総合的な学習の時間で楽しく探究！（令和4年県教委発行）」を踏まえ、STEAM教育の要素を取り入れながら、単元の課題が児童生徒にとって自分事となり、児童生徒の思いを形にする学習過程を重視した総合的な学習の時間を推進します。
- ・高等学校等における「総合的な探究の時間」では、STEAMの手法を用いて、生徒が実社会や実生活との関わりの中から問いを見だし、地域課題等の解決に向けて学びを深める中で、よりよく問題を発見し解決していくための資質・能力を育てます。
- ・協議会や研修等を活用し、「総合的な探究の時間」の質的充実に向けた工夫・改善を推進します。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた実践研究となるように探究のプロセスを段階的に踏むことを重視します。

主なテーマ

(2) 自ら考え、判断し、行動できる力の育成

生徒の自主性・自律性を生かした取組を進め、他者の主体性を尊重しながら、失敗から新たな挑戦や試行錯誤を生み出し合う人間関係を形成する力の育成とそのための成長を支える取組を行います。

具体的な施策

【非認知能力の評価・育成に係る群馬モデルの検討・普及】

- ・有識者による専門家委員会を引き続き設置し、OECDの社会情動的スキル調査（SSES）結果の分析・活用方法の検討、海外の教育・研究機関との連携、指定校における実践研究等を行います。
- ・児童生徒の自主性・自律性を生かした取組について、SAH等の非認知能力育成に向けた指定校による実践研究を支援するとともに、新たな学びのスタイル（群馬モデル）を構築します。
- ・群馬モデルを県内学校に横展開し、「始動人」を輩出する教育を推進します。

【挑戦や試行錯誤を繰り返す場の充実】

- ・学校教育の指針関連資料「児童生徒理解に基づく成長を促す生徒指導」を活用し、自他の個性を尊重しながら相手の立場に立って考え行動できるような共感的な人間関係づくりや、安心して授業や学校生活が送れるような学級づくりを推進します。
- ・各教科等の授業や学校行事等において、主体的に課題に挑戦してみることや、多様な他者と協働して試行錯誤することのよさを実感できるような、児童生徒の自己決定を促す多様な教育活動の充実を図ります。

【子どもが主体的に取り組む活動の推進】【後掲(ア)c(1)】

【多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進】【後掲(ア)c(1)】

主なテーマ

(3) 自立の基盤となる資質・能力の育成

自らの将来を見据えた学びにより、主体的に他者や社会との関わりを持つために必要な資質・能力を育成します。

具体的な施策

【キャリア教育の推進】

- ・発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育を推進するため、学校種間における縦の連携や、教育委員会、学校、地域、企業などの横の連携を図ります。
- ・キャリア教育・進路指導の全体計画に基づき、育てたい資質・能力等について共通理解を図り、各教科・科目の指導や特別活動等を関連付けるとともに、生徒のキャリア形成に向けたガイダンス機能・体験的活動の充実を図り、計画的、組織的な指導を行います。
- ・生徒一人一人のキャリア発達を踏まえ、「キャリア・パスポート」を有効活用しながらキャリアカウンセリングを充実させるなど、個別の支援の充実を図ります。
- ・地域課題の解決やビジネスにトライする機会を創出し、ICT技術を活用しながら自由な発想のもと、新たな領域に挑戦する人材教育を進めます。

【職業教育の推進】

- ・これからの産業経済や地域社会を支える人材を育成するため、基礎的・基本的な知識及び技術を身に付けさせるとともに、新たな発想を生み出す力、課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力及び困難な状況を乗り越える力を育む教育の充実を図ります。
- ・実践的な職業教育を推進するため、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を、地域や産業界と共有し、連携・協働しながら、インターンシップや本県の特徴を生かした取組を実践していきます。
- ・自動車産業からモビリティ産業への転換を見据え、産学官連携によって「ものづくり」と「デジタル技術」の両利き人材を育成します。
- ・産業技術専門校において、技能・技術訓練により、基幹産業である製造業を中心とした、ものづくり産業等を支える若年技能者育成を行います。

【外国語教育の充実】

- ・授業を「英語を用いたコミュニケーションの場」とするため、ALTや地域の方々の強みを生かし、児童生徒が「生きた英語」に触れる機会を充実させるとともに、小中学校の言語活動について連携を図ります。
- ・英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けた生徒の育成を図るため、高校における英語教育では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の更なる充実に取り組みます。
- ・言語活動の充実に向けた実践的指導力の向上を図るため、各高校での指導に生かすことができるよう、授業改善等の取組についての協議会や公開授業を実施していきます。
- ・国際的な視野を持つ生徒を育成するため、留学や国際交流を一層促進し、生徒の留学等への関心を喚起する取組を実施していきます。

【ソーシャルスキルの育成】【後掲(ア)b(2)】

関連施策

○学校と社会との接続の推進	○夜間中学における教育の充実 【後掲(イ)c 関連施策】
○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の着実な実施	○児童生徒の情報活用能力の育成 【後掲(イ)c(2)】
○幼保こ・小・中・高の確実な連携・接続の推進	○大学との連携推進
○将来を主体的に選択できる力を身につけるためのライフデザイン支援	○少人数学級編制の推進 【後掲(イ)a 関連施策】
○教科担任制の推進【後掲(イ)a 関連施策】	○大学連携による産業人材育成プロジェクト
○自由な発想育成プロジェクト	

(ア) 目指す学習者像実現のための重点政策

b 多様性を尊重し、協働する力の育成

趣旨

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばすとともに、一人一人が自分を大切に、異なる状況にある他者を尊重し、対話や交流を行い、互いにとって良い方向を見出し、出そうとする姿勢を身に付ける。

取り巻く環境

前提・背景等

・急速な少子化や情報技術社会の進展は、教育の在り方を大きく変化させました。障害のある幼児児童生徒を取り巻く環境も大きく変化し、インクルーシブな教育への理解の高まりや仕組みの変更、医療的ケア児とその保護者への支援、障害の状態等に応じたICT活用等、今後も教育的ニーズの高まりと多様化が進むと予想されます。

・いじめ問題に目を向けると、令和4年度の全国におけるいじめの認知件数は過去最多となり、本県でも、令和4年度の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は4,162件（前年度比+105件）と、増加傾向にあります。

・外国人児童生徒の状況を見ると、県内28市町村に在籍しており、伊勢崎市、太田市、大泉町が主な集住地域となっています。東南アジア等からの児童生徒も増加しており、児童生徒の母言語も多言語化しています。今後、散在化傾向が進むことが予測されるため、地域差のない一貫した指導体制の構築、充実を進める必要があります。

・日本語指導が必要な外国籍児童生徒数は、小学生952人、中学生314人（文科省R3日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況に関する調査より）となっており、今後も増加が予想されます。また、不登校となっている学齢相当の外国人の子どもも200人以上いると見られています。

計画策定時点（令和5年度）の取組

・特別支援教育については、「第3期群馬県特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある幼児児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に取り組んでいます。

・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを積極的に推進し、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育の実践を推進しています。

・いじめ問題に対しては、「いじめ防止対策推進法」や「群馬県いじめ防止基本方針」等に基づき、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、いじめを許さない校風の醸成や児童生徒が主体となったいじめ防止活動を推進しています。引き続き、どんな小さいいじめも初期段階から見逃さず、積極的ないじめの認知を行い、法に基づいた組織的な対応を徹底することが求められます。

・外国人児童生徒等への支援については、「外国人児童生徒等教育・心理サポート事業」により、外国人児童生徒や保護者に対して電話相談や心理カウンセリングなどの心理的サポート、日本語指導・教科指導等の必要な支援を行うことで、不登校・不登校の予防や解決を目指しています。

主なテーマ

(1) 特別支援教育の推進

個々の児童生徒の特性に応じた教育を充実させるとともに、卒業後の社会的な自立や居場所づくりを見据えた特別支援教育を推進します。

具体的な施策

【個々の特性に応じた支援の充実】

- ・障害の有無にかかわらず、学習又は生活上に困難さを抱え、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒が、その持てる力を最大限に発揮して可能性を伸ばすことができるよう、一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を学校園で推進します。
- ・共生社会の実現に向け、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備し、学校園における「学びの連続性」を確保します。

【特別支援学校と地域との交流促進】

- ・作業学習などの学校の特色ある教育活動を地域の人々や企業・施設等の関係者に公開し、共に製品作りに取り組んだり、地域の行事やボランティア団体の取組に参加したりする活動を推進します。
- ・特別支援学校と居住地の幼・小・中・高等学校の幼児児童生徒が、互いに尊重し合いながら学び合う「居住地校交流」を積極的に推進します。

【就労支援等の進路選択支援の充実】

- ・企業への理解・啓発、現場実習先の開拓及び雇用先の確保、生徒の障害の状況や特性と仕事のマッチングを図ります。
- ・在学中に企業と連携したテレワーク実習やロジスティクス実習（作業製品や事務用品等の在庫管理や荷物の搬出入等を学ぶ実習）などの新たな社会のニーズを踏まえた実習の導入を進めます。

主なテーマ

(2) 互いを理解・尊重する活動の推進

お互いの違いを理解し、互いを尊重する意識を高めることにより、いじめ問題等の未然防止に資する教育を推進します。

具体的な施策

【人権に係る課題解決に向けた取組】

- ・一人一人が人権を尊重した考えをもち、行動することができる社会を実現するために、様々な人権問題に対する正しい理解、認識を深めます。
- ・学校教育において、人権の意義・内容や重要性について児童生徒の理解を深めるとともに、自他の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に現れるよう、人権教育の充実を図ります。
- ・生徒の人権感覚の育成に有効である参加体験型学習の研修や外部講師を招いた研修を推進します。
- ・社会教育において、県民一人一人が人権の意義や重要性についての正しい知識をもち、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の精神が日常生活の中で生かされる地域社会づくりを目指し、指導者の養成や活用、資質向上のための研修を推進します。
- ・性的マイノリティ等に対する県民の理解について、啓発を引き続き進めるとともに、各学校において、性的マイノリティとされる児童生徒に配慮した教育活動を行います。

【児童生徒による主体的ないじめ防止活動推進】

- ・児童生徒が互いに支え合い、認め合うことができる人間関係づくりに向けた児童生徒主体の活動を全校・全課程で実施するとともに、SOSの出し方・受け止め方に関する教育の一層の推進を図ります。
- ・学校が家庭や地域と連携し、意見交換する場や学校のいじめ防止に係る取組を評価する場を設定するなどし、いじめ防止の機運を高める取組の一層の充実を図ります。
- ・いじめ問題対策推進事業計画に基づき、児童生徒が主体的に取り組む「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止ポスターコンクール」等の事業の一層の充実を図ります。

【ソーシャルスキルの育成】

- ・多様な他者と関わる中で、互いを認め合い、よりよい人間関係を築いたり、日常生活を円滑に営んだりするために必要なスキルの育成に向け、スクールカウンセラーによるソーシャルスキルトレーニングを学校の要望に応じて実施します。

【多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進】【後掲(ア)c(1)】

【ネットリテラシーの育成】【後掲(ア)d(3)】

主なテーマ

(3) 多様な価値観を踏まえた協働の推進

文化的背景・年齢・性別などの相違に基づく多様な価値観を踏まえた上で、互いに理解し、協働できるようになるための教育を推進します。

具体的な施策

【多文化共生社会に向けた国際理解教育の推進】

- ・多文化共生をテーマにした動画、スライド資料を作成・周知し、意識啓発を行います。
- ・日本人・外国人県民との交流イベントを開催し、多文化共生社会の実現に向けた機運を醸成します。
- ・外国人の日本語学習を支援するためにボランティアを養成するとともに、日本人・外国人のコミュニケーションを支援するため、「やさしい日本語」を普及・推進します。
- ・自国文化や異文化を理解するとともに、自分の考えや意見を表現できるコミュニケーション能力を育成するための指導の充実を図ります。
- ・国際交流について、現地での交流だけでなく、オンラインも活用した積極的な交流を促進します。
- ・国際的な視野を持つグローバル人材を育成するため、県内高校生の海外研修及び留学を促進します。また、海外大学への進学も視野に入れた進路選択ができるよう支援を行います。

【外国人児童生徒の教育充実】

- ・児童生徒の日本語能力や生活習慣等に応じ、一人一人に寄り添った個別の支援を行います。
- ・進学や就職に向けたキャリア教育の一層の充実を図るとともに、保護者に対しても、日本の教育制度や雇用形態について周知し、理解を促していきます。
- ・高等学校等においても、日本語指導が必要な生徒に対して支援を行い、就職や進学等の適切な進路選択につなげます。
- ・生徒や保護者が制度を正しく理解し、支援を必要とする人が漏れなく制度を活用できるよう、制度の内容や申請手続について継続して周知していきます。特に、日本語の読み書きが不得手な外国人生徒や保護者に対して、英語や中国語をはじめとした多様な言語で記載したパンフレットを用意するなど、きめ細やかなフォローを行います。

【男女共同参画とジェンダーに係る教育の推進】

- ・ 一人一人が、個人の実情に応じた多様な働き方やライフコースを選択でき、誰もがその能力を十分に発揮できる社会の実現には、固定的な性別役割分担意識の解消が必要であり、誰もが暮らしやすい社会づくりのため、性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた普及、啓発に今後も取り組んでいきます。
- ・ 性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざすため、各教科等において、男女がそれぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さを理解するための学習を推進します。
- ・ あらゆる教育活動にジェンダー平等とジェンダーの視点を反映させるなど、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化することが求められます。
- ・ 小・中・高等学校等の教職員を対象に、「性・エイズ教育に関する指導者研修会」を開催し、ジェンダー平等や性の多様性、正しい知識の普及や対処方法の習得を図ります。

関連施策

○不登校児童生徒等への支援の充実 【後掲(イ)e(1)】	○夜間中学における教育の充実 【後掲(イ)c 関連施策】
○県立高校定時制課程の質の確保 【後掲(イ)c 関連施策】	○文化芸術活動及び歴史文化の学びの推進 【後掲(フ)c(2)】
○学校及び県教育委員会における障害者雇用の 推進【後掲(イ)a 関連施策】	○包括的性教育の推進 【後掲(フ)d(3)】

(ア) 目指す学習者像実現のための重点政策

c 自分と社会をより豊かにするための 生涯にわたる学びの支援

趣旨

人生 100 年時代において学び続ける意欲を高め、自らの興味関心に基づいて社会課題を自分事化して深める学びや、文化・芸術との関わりを深めること等により、それぞれの学習者の学びを豊かにすることを目指す。

取り巻く環境

前提・背景等

・令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」では、「こどもの年齢や発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」が謳われています。児童生徒自身が日々の生活の中で課題を発見し、その課題について話し合い、合意形成や意思決定を行っていくことは、児童生徒がよりよい学校生活を送るために大変重要であり、学校における意見表明の機会としての特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）の充実等が求められています。

・社会参画に向けた態度を育成するために重要な「主権者教育」については、これまでも各学校で選挙管理委員会による出前授業を取り入れるなどして、取組が行われてきました。

・授業では、政治や選挙に関する知識学習や投票体験のみならず、児童生徒が自身の生活と結びつけ、「自分たちができることは何か」を考えることや、政治によって自分たちの生活が支えられていることを実感することを重視した授業を行っていく必要があります。

・人生 100 年時代においてより重要性を増している生涯学習・社会教育の現状・課題について、第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会では、「人と人とのつながりの希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子ども、障害者、外国人等）などに関する課題の顕在化・深刻化」等が挙げられました。また、生涯学習・社会教育が果たしうる役割として「社会的包摂の実現」が提唱され、困難な立場にある人々を含むそれぞれのニーズに対応する学習機会を提供することが求められています。

・文化芸術については、少子高齢化による人材の不足等により次世代への継承が難しい状況にある中で、世代や地域、国籍等を超えた文化による多様性を認め合う取組の重要性が増しています。

計画策定時点（令和 5 年度）の取組

・「GACHi 高校生×県議会議員」（県議会議員が高等学校を訪問し、意見交換する取組）や、民間企業と連携した選挙出前授業など、高校生の主権者意識を高めるための学習活動を実施しています。また、子どもたちの社会的自立と主権者として生涯にわたり社会参画する力を育む教育の充実に向けて、各種教職員研修講座を実施しています。

・各社会教育施設が中心となり、市町村及び関係機関・団体と連携を図りながら、幅広く生涯学習・社会教育の支援を行っています。

・青少年の豊かな人間性や社会性、主体性を育むため、各青少年自然の家において、各施設の特徴を生かした自然体験活動や生活文化体験等の場を提供しているほか、青少年会館において体験・交流活動を実施しています。

・群馬交響楽団や県民芸術祭、文化施設等での文化芸術活動を通じて、文化・芸術との関わりを深める機会を提供しています。

主なテーマ

(1) 主体的に社会の形成に参画する態度の育成

「自分の行動が社会を変えることができる」という考えを持ち、実際に行動できる態度を育成する取組を推進します。

具体的な施策

【子どもの意見表明の場の創出】

- ・教育をはじめとする子どもに関わる計画等の策定に当たり、当事者である子どもや若者から意見を聞く機会を積極的に設け、意見を計画等に反映していきます。
- ・特別活動の1つである学級活動・ホームルーム活動を通して、学校生活をよりよくするために、日常生活や健康、キャリア形成等の中で課題を見出し、解決するために話し合ったり、合意形成したりするだけでなく、児童生徒各自が自分に向き合い、自分の課題の解決や自分の将来の理想に向かって行動することを意思決定できるようにしていきます。
- ・「こども基本法」の内容について、全ての教員に認知されるように、引き続き生徒指導対策協議会や教育課程研究協議会等で周知していきます。
- ・子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの年齢や発達に合わせた意見表明の機会を与えるために、アドボケイトなどの専門家の活用等の仕組みを作ります。

【子どもが主体的に取り組む活動の推進】

- ・児童会・生徒会活動等を通して、児童生徒自身が日々の学校生活や地域社会の中で課題を見出し、その課題を解決するために話し合い、合意形成を図り、改善・実践できるようにします。
- ・S A H（Student Agency Highschool）事業の指定校・協力校において、生徒の声や考えを取り入れた生徒主体の学校行事の運営や、生徒会を中心とした校則の見直し等、よりよい学校生活の実現を目指した活動に取り組めます。今後はS A Hの取組を他の県立高校へも展開していきます。

【主権者教育の推進】

- ・様々な分野で個別に行われている取組について、効率的・相互補完的に行えるよう、各機関が連携して取り組めます。
- ・主権者意識の向上を図るため、選挙授業を実施するとともに、選挙の意義や重要性に関する理解を深めるための啓発教材を作成し、配布します。
- ・政治の働きや世界の国々との関わりについて、知識として理解を促すほか、児童生徒の身近な例と関連させながら、自分との関わりや参画意識を高める指導を進めています。
- ・現代社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断したり、諸課題の解決に向けて、根拠をもって合意形成したりする学習活動を、社会科や家庭科、道徳、特別活動等、教科等間の関係性をより深めた授業を推進します。
- ・県議会主催の「G A C H i 高校生×県議会議員」の取組や、県及び市町村の選挙管理委員会と連携した模擬投票、県選挙管理委員会主管の民間企業等による選挙授業の実施など、外部の専門機関とも連携した取組を進めています。
- ・「主権者教育を推進する群馬県大学コンソーシアム」を構成する大学等の高等教育機関において、授業型や学生チームによる取組が主体的に行われるよう支援し、学生の主権者意識の醸成等を図ります。

【多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進】

- ・小中学校等においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して、学校の特色を生かした道徳教育を推進します。
- ・道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」では、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」の充実を図ります。

主なテーマ

(2) 社会教育や体験活動など多様な学びの充実

地域における学びに加え、自然体験や芸術鑑賞等の機会を設けることで、感動する心の育成など情操教育の充実を図ります。受動的な立場からだけでなく、自らもコンテンツの創り手やイベントの運営者になりうる意識につながるような機会づくりを推進します。

具体的な施策

[地域の多様な学びの促進]

- ・生涯学習センターの事業を中心に、不登校生徒や障害者を対象とした講座など、多様な社会課題に対応するための講演会・研修会等を開催します。
- ・群馬県生涯学習情報提供システム（ぐんま県民カレッジWebページ）を利用し、県内の講座やイベント、ボランティア講師等の情報を提供します。

[青少年教育の推進]

- ・青少年が世代を超えて多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域において多様な体験活動及び情報提供の充実を図ります。
- ・学校等における情報リテラシー教育を実践する団体や人材を確保します。
- ・高等学校等に進学していない青少年への教育機会を確保します。

[様々な体験活動の推進]

- ・日常生活の中において、児童生徒の自然体験や集団宿泊体験等の体験活動が減少している中、青少年自然の家では、多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、家庭や地域の教育力向上を図ります。
- ・青少年会館では、青少年の活動の拠点として、青少年団体や福祉施設等の地域社会と連携・協力し、青少年の健全育成に資する事業を実施します。

[文化芸術活動及び歴史文化の学びの推進]

- ・世界を舞台に活躍できる人材、専門的な技術を有する人材、地域の伝統文化を守る人材、そして群馬の未来を託す子どもたちなど、次代の文化を担う人材の育成に取り組みます。
- ・文化芸術活動を通してより豊かな人生を育むため、子どもの頃から移動音楽教室や美術館・博物館等において、音楽や美術作品、歴史、文学等に触れる機会を提供することで、感性を高め、情操を養います。
- ・世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」や国宝「綿貫観音山古墳出土品」など、群馬が世界に誇る歴史文化遺産を活用して、郷土への愛着や誇りを持てるよう、生涯を通じた学びの機会を提供します。

[探究的な学習の充実]【(ア)a(1)再掲】

関連施策

○男女共同参画とジェンダーに係る教育の推進 【再掲(ア) b(3)】	○消費者教育の推進
○環境教育・郷土の自然等を活用した教育 の推進	○読書活動の充実と県立図書館の機能強化
○社会教育分野のデジタル活用推進	○地域を発展させる大学の充実
○社会教育施設の有効活用	○地域の学びを支える人材の養成・活躍機会の充実 【後掲(イ)d(2)】

(空白)

(ア) 目指す学習者像実現のための重点政策

d 心と体の健康に対する理解と向上

趣旨

自他の生命の大切さを認識し、心と体の健康に関する基本的な知識を身に付け、心身相関の関係性等を理解し、実践につなげることで、全ての学びの基盤である心身を整える術を身に付ける。

取り巻く環境

前提・背景等

・児童生徒の健康課題は、メンタルヘルス、アレルギー疾患等、多様化・深刻化しています。一方で、児童生徒の心臓、腎臓検診の二次検診の未受診者が一定数見られます。

・生活様式の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等から、運動機会の減少や体力の低下が見られます。国の学校保健統計調査における群馬県の肥満傾向児の出現率は、ここ数年、全国平均を上回っています。学校だけでなく、家庭や地域と連携し、児童生徒の運動機会の増加や体力向上に向けた取組を推進する必要があります。

・食物アレルギーや偏食、肥満等、児童生徒の食に関する健康上の諸課題が多様化してきています。

・本県における中高生の登下校時の自転車事故件数（生徒1万人当たり）は、全国ワースト1位が続いている状況であり、交通安全対策は喫緊の課題となっています。

計画策定時点（令和5年度）の取組

・学校医や主治医等と連携を図りながら、日常の健康管理や保健教育、健康相談を実施するとともに、児童生徒に対する健康意識の向上に関する周知啓発の充実を図っています。

・「ぐんまの子どもの体力向上推進事業」により、全ての小中学校等が「体力向上プラン」を作成し、家庭や地域と連携しながら児童生徒の体力向上に組織的に取り組んでいます。

・「第11次交通安全基本計画」に基づき、交通安全に係る教育及び啓発を行っています。また、令和3年4月に施行された「群馬県交通安全条例」や令和5年4月の道路交通法一部改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、高校生のヘルメット着用の定着化を学校・保護者・関係機関と連携して推進しています。

主なテーマ

(1) 心と体の健康への理解と意識向上

命の大切さを知り、自分と他のものの命を大切にするとともに、心と体の健康への理解を深めることで、自分の状態を認識し、必要な相談や支援を自分から求められる力や自分の体に必要な対応策を見つける力を身に付けることにつなげます。

具体的な施策

【メンタルヘルスに係る啓発推進】

- ・体育・保健体育等の授業を通して、自己の健康に関心を持ち、健康の保持増進や回復等のために主体的、協働的に活動する等の態度を育成します。
- ・学校においては、心のケアを危機管理の一環として位置付けるとともに、日常から子どもの健康観察を徹底し、学級担任や養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラー及び地域の関係機関が連携できる体制を整備することにより、メンタルヘルスの不調等の早期発見に努め、適切な対応と支援を行います。

【学校保健や食育の充実】

- ・児童生徒に健康な心と体づくりを意識させるとともに、教職員が児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。
- ・学校の教育活動全体を通して食育の推進を図り、食に関する知識と食を選択する力を育み、子どもたちの食の自己管理能力を育てます。
- ・様々な健康課題に対処するため、栄養に関する専門的な知識を要する栄養教諭等を中心に個別指導に取り組みます。

【相談する力や周りにつながる力を育む教育の推進】

- ・教職員と児童生徒、児童生徒相互の共感的で温かい人間関係づくりを推進します。
- ・スクールカウンセラーを有効に活用した教育相談体制の充実、SNSを活用した相談体制（ぐんま高校生オンライン相談）の周知、相談窓口周知リーフレット「いま、悩んでいる君へ」の配布等により、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。
- ・県立高等学校等では、SNSに依存することなく、互いに支え合うことができる良好な人間関係づくりを推進するための「SNSに頼らない人間関係づくり」に向けた生徒主体の活動を全校・全課程で実施します。

【「SOSの出し方教育」の推進】

- ・「SOSの出し方に関する教育」プログラムを活用した授業を推進するとともに、SOSを受け止める体制を整えます。
- ・全ての県立高校において、高校生対象「こころの教育事業」を実施し、苦しいときや困っているときに助けを求める能力や危機的な状況におけるストレスの対処法を身に付けさせるため、スクールカウンセラーが講師となり、ストレスマネジメント講演会や、互いに支え合える人間関係構築に係る体験活動を実施します。

主なテーマ

（２）身体活動の充実とスポーツを楽しむ意識の醸成

学校内外のスポーツ活動等をきっかけに、身体を動かす楽しさを知り、生涯にわたって続けられるスポーツとの出会いや、続けていこうとする意識づくりにつなげます。

具体的な施策

【学校における体育活動の充実】

- ・県内全ての小中学校等において、体力向上プランに基づき、学校として組織的に体力向上に向けた取組を行うことで、体育や運動が好きな児童生徒を育てます。

【地域生涯スポーツの定着と充実】

- ・体育の授業や体育的行事、学校部活動等において、豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるよう、指導資料の作成やモデル事業の実施などの取組を行います。

主なテーマ

(3) 安全・安心に係る意識の向上

交通安全教育や包括的性教育等を推進することにより、自分や周りの人たちの心身や人生を守るための意識を向上させます。

具体的な施策

[交通安全に関する意識の向上]

・警察や民間企業を含む関係機関との連携による事業を通じて、児童生徒が自ら自分の命を守り、自発的に交通安全意識を高めていけるような交通安全教育を推進します。

[包括的性教育の推進]

・学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて性に関する指導を行います。

・指導に当たっては、発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮し、集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導する内容を事前に区別しておくなど、計画性をもって実施します。

・小・中・高等学校等の教職員を対象に、「性・エイズ教育に関する指導者研修会」を開催し、ジェンダー平等や性の多様性、正しい知識の普及や対処方法の習得を図ります。

・各県立高校等において、生徒を対象に、外部講師等による「性・エイズ講演会」を開催します。

[防災教育の推進]

・児童生徒が自ら考え、主体的な行動によって自らの命を守る「自助」と、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から、防災教育を推進します。

[ネットリテラシーの向上]

・群馬県作成の「ネットリテラシー向上教材（動画教材、体験型Web教材）」等を活用し、ネットリテラシー（判断力・自制力・責任能力・想像力）の育成を推進します。

[薬物乱用防止の啓発推進]

・児童生徒自身が、依存性薬物を使用するきっかけを作らない、あるいは拒絶することができるようになることを目標に、薬物乱用防止に関する教育を推進します。

・小・中・高等の教職員、薬物乱用防止教育指導者、行政関係職員等を対象に、「薬物乱用防止教育に関する指導者研修会」を開催し、学校教育での正しい知識の普及や対処方法の習得を図ります。

関連施策

○文化芸術及び歴史文化の学びの推進 【再掲(ア)c(2)】	○非行及び犯罪被害防止 【後掲(イ)e 関連施策】
○児童生徒の情報活用能力の育成 【後掲(イ)c(2)】	○人権に係る課題解決に向けた取組 【再掲(ア)b(2)】
○自殺予防教育の充実	○男女共同参画とジェンダーに係る教育の推進 【再掲(ア)b(3)】

(空白)

(ア) 目指す学習者像実現のための重点政策

e 時代の変化に対応した教育イノベーションの推進

趣旨

教育の「不易（変わらない本質）」の部分も「流行」の部分も大切にしながら、県を挙げて「始動人」（自分の頭で未来を考え、動き出し、生き抜く力を持つ人）の育成につながる新しい取組に挑戦する。

取り巻く環境

前提・背景等

- ・価値観の多様化、情報化やグローバル化の急速な進展、産業・経済構造の変化など、問題が複雑化し変化し続けている現代においては、誰もが持っている「始動人」のかけらを育てていくことが求められます。
- ・新・群馬県総合計画において、「群馬の環境を生かした教育」×「デジタルを活用した新しい教育」による、誰一人取り残さない「群馬ならではの新しい学び」の実現による「始動人」の育成を目指しています。

計画策定時点（令和5年度）の取組

- ・本県では、令和3年度に県立および市町村立の小・中・高等学校の児童生徒に対し1人1台端末の導入を完了し、ICTを基盤とした新たな学びの確立を進めてきました。
- ・子どもたちの自由な発想の育成を目的とした、県内中高生が対象の地域課題解決型学習プログラムである「始動人Jr.キャンプ」の実施や、デジタルクリエイティブ人材の育成を目的とした、子どもたちが最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行うことのできる全国初の施設である「tsukurun」の設置など、学校外での取組も進めてきました。
- ・ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現し、学校だけでなく家庭や地域、産業界などが連携して、これからの群馬を支える「始動人」を育成していく必要があります。

主なテーマ

(1) 自分で考え動き出す〔課題解決能力育成〕

STEAM教育等の探究的な学習を群馬の土壌を生かして推進し、さまざまな知識や考え方を総合的に働かせながら、課題を解決できる、新たな価値を生み出すことができる力を育成します。

具体的な施策

〔非認知能力の評価・育成に係る群馬モデルの検討・普及【再掲(ア)a(2)】〕

主なテーマ

(2) デジタルツールを使いこなす〔デジタル人材育成〕

ICTリテラシーや、デジタルツールを適切かつ効果的に活用した情報の収集、分析、自らの考えを発信する力を育成し、デジタルツールを活用して新たな価値を創造する人材を育成します。

具体的な施策

【デジタルクリエイティブ産業創出を見据えた人材育成】

・群馬県独自のデジタルクリエイティブ（以下：DC）人材育成拠点「tsukurun」と国際的に評価の高いアルメニアのDC人材育成プログラム「TUMO」を融合した、群馬県独自のDC人材育成手法を確立します。また、tsukurunのサテライト拠点の県内展開を進め、県内のDC育成機会の地域格差を無くし、日本のDC人材育成先進県を目指します。

主なテーマ

（3）世界に目を向ける〔グローバル人材育成〕

留学、海外研修のほか、ICT等を活用した国際理解教育や、企業等との連携による多文化共生教育等を推進することで、グローバル人材を育成します。

具体的な施策

【国際交流の推進】

・県内の高校生や大学生など若年層を対象に、世界を意識する様々なコンテンツや、海外の学生との交流機会を提供することで、本県の若者が世界に目を向け、グローバルな視点で自ら考え動き出すきっかけづくりを行っています。

主なテーマ

（4）教育DX〔DXを基盤とした新しい学びの確立〕

教育DXとして、ICTやスタディ・ログ、データの活用により、個別最適な学びや協働的な学び、更に幅広い学びを実現できる学習環境の整備をより多角的に充実させるとともに、自ら課題を設定し、主体的に学び続ける力を身につけた人材を育成します。

具体的な施策

【各学校におけるデジタル学習基盤の活用促進】

・1人1台端末を導入したことによる成果と課題を踏まえ、今後の端末更新を見据えた上で、デジタル教材の在り方や児童生徒の情報活用能力の育成・把握の在り方について検討していきます。
・1人1台端末を用いて、生徒の興味・関心や習熟度に応じた、個別最適な学びを推進します。また、プレゼンテーションや作品などの協働制作、意見やアイデアの共有などを通じて、協働的な学びを推進します。
・オンライン会議システムを用いて、外部専門機関との連携した取組や、研修等を効率的・効果的に実施します。

主なテーマ

（5）全ての人活躍できる〔誰一人取り残さない学び〕

全ての児童生徒が個別最適な学びと協働的な学びを進めることができ、一人一人の個性や特性が尊重され、可能性が育まれている体制を整備します。

具体的な施策

【ICTを活用した多様な教育機会や学びの手段の充実】

- ・幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じたデジタル教科書・教材等の使用や、入出力支援装置等によるICTの活用を図ります。
- ・ICTの活用のための手引きの作成、指導事例の紹介、教員を対象とした研修の実施など、教員の指導力向上を図り、授業におけるICT活用の促進を支援します。
- ・児童生徒の学習機会の確保や授業の充実のため、高等学校や大学等と連携したICTを活用した遠隔授業について研究を進めます。

関連施策

○探究的な学習の充実【再掲(ア)a(1)】	○外国語教育の充実【再掲(ア)a(3)】
○挑戦や試行錯誤を繰り返す場の充実【再掲(ア)a(2)】	○多様な価値観と対話を重視した道徳教育の推進【再掲(ア)c(1)】
○子どもが主体的に取り組む活動の推進【再掲(ア)c(1)】	○ICT環境の充実【再掲(イ)c(2)】
○主権者教育の推進【再掲(ア)c(1)】	○学びの基盤としてのICTの有効活用【後掲(イ)c(2)】
○校務のDXの推進【後掲(イ)c(2)】	○教育データ分析・利活用【後掲(イ)c(2)】
○児童生徒の情報活用能力の育成【後掲(イ)c(2)】	○ICT活用能力を含めた教員の指導力向上【後掲(イ)c(2)】
○特別支援教育推進のための体制整備【後掲(イ)c(3)】	○社会教育分野のデジタル活用推進【後掲(イ)d(2)】
○群馬ならではのインクルーシブな教育の構築【後掲(イ)c(3)】	○外国人児童生徒の教育の充実【後掲(ア)b(3)】
○専門家・関係機関等と連携した教育相談・支援体制の充実【後掲(イ)e(2)】	○ヤングケアラー支援の推進【後掲(イ)e(3)】
○虐待やいじめ事案等における迅速な連携【後掲(イ)e(3)】	

(イ):群馬の教育を推進する
基盤となる5つの重点政策

(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

a 「人」を支える取組の充実

趣旨

生き生きと学び合える学校の実現のため、児童生徒及び教職員が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

取り巻く環境

前提・背景等

・いじめや不登校等の生徒指導上の課題への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への個別の支援等、学校課題の複雑化・多様化を背景に、全国的に教職員の多忙化が深刻化しています。本県においても、心身の不調により休職する教職員が年間で100人を超える状況が続いており、働き方改革の推進は喫緊の課題となっています。

・県教育委員会による時間外在校等時間についての各月の調査結果では、令和2年の調査開始以降、少しずつ改善が見られ、1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を超えている教職員の割合は減少傾向にあります。

・学校課題の複雑化・多様化や若手世代の人口減等により、教職を志望する学生の減少傾向が続いており、令和4年度（令和3年度実施）の全国の公立学校教員採用選考試験の競争率（採用倍率）は3.7倍と、平成3年度と同率で過去最低となっています。本県でも、大量退職や若手世代の人口減等により、年度始めや年度途中の教員確保が困難であり、欠員が生じる状況が続いています。

計画策定時点（令和5年度）の取組

・学校関係者及び教育委員会関係者で構成される「教職員の多忙化解消に向けた協議会」を設置し、同協議会からの提言に基づき、各学校における業務改善等を支援しています。

・令和4年度には、「廃止・縮小・ICT化」すべき具体的な業務を示した、同協議会からの「提言R5」を、群馬県教育委員会として学校、市町村教育委員会、保護者、地域の方々に周知して協力を求めました。

・教職員の育成に当たっては、国や県の動向、今日的な教育課題に対応するとともに「群馬県教員育成指標」を踏まえ、研修を体系化した「ぐんま教職員ステージアップシステム」に基づいた研修を実施しています。

主なテーマ

教職員の働き方向上

多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進します。

具体的な施策

【学校業務及び行事等の見直しの推進】

・学校関係者及び教育委員会関係者で構成される「教職員の多忙化解消に向けた協議会」を設置し、多忙化解消の取組を推進する提言を发出していきます。

・同協議会からの提言を踏まえ、学校の業務及び行事等の「廃止・縮小・ICT化」の視点による見直しを引き続き推進します。

【研修等を通じた教職員のスキルアップ・キャリア支援の充実】

・国や県の動向、今日的な教育課題に対応するとともに「群馬県教員育成指標」を踏まえ、研修を体系化した「ぐんま教職員ステージアップシステム」に基づいた研修を実施します。

【働きやすい組織づくり】

・「勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」を踏まえ、教職員の在校等時間を適正に記録し、学校における労働安全衛生管理体制を整え、教職員の勤務環境の改善や、年次有給休暇の取得を促進します。

・服務規律の確保に向けて、自己点検及び評価を実施するとともに、ハラスメントのない職場環境づくりに向け、「サービスガイドライン」や「学校におけるハラスメントの防止に関する指針」を活用した研修を実施します。

【学校の様々な業務を支援する人員の配置】

・教員が児童生徒への指導や教材研究等に専念できるように、教員業務支援員を配置します。また、校務の補助的作業や学校事務の補助的作業等に従事する校務補助を配置します。

・スクールカウンセラー（SC）を群馬県内全ての小中学校及び県立高校等に配置しています。緊急・重大事態発生時等には、SC又はSCスーパーバイザーの派遣も行い、学校による対応を支援します。

・巡回型スクールソーシャルワーカー（SSW）を60中学校区に配置し、未配置中学校区には派遣型SSWによる支援を行うことで、群馬県内全ての中学校区に対応します。

・高等部を設置する特別支援学校（高等特別支援学校を含む）では、配置した就労支援員と進路指導主事が連携し、企業への理解・啓発、現場実習先の開拓及び雇用先の確保、生徒の障害の状況や特性と仕事のマッチングを図るなど、高等部生徒の就労支援の充実に取り組んでいきます。

・教職員の部活動に係る時間や心理的負担の軽減等につながる、中学校における部活動指導員の配置に係る経費を市町村に補助します。また、高校における部活動指導員の配置については、試験的な取組を実施していきます。

【校務のDXの推進】 【後掲(イ)c(2)】

【学校経営ビジョンと組織マネジメントの明確化】 【後掲(イ)c(1)】

関連施策

○教職員の採用及び育成の充実	○専門家や関係機関の活用等を含めた指導体制の整備
○ICT活用能力を含めた教員の指導力向上 【後掲(イ)c(2)】	○教職員の健康の保持増進
○少人数学級編制の推進	○教科担任制の推進
○学校及び県教育委員会における障害者雇用の推進	

(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

b これからの時代の学びを支える 施設・設備整備の推進

趣旨

時代に応じて変化していく学びに対応するため、将来を見据えた施設・設備等の整備を推進する。

取り巻く環境

前提・背景等

・児童生徒が急増した昭和50年代に県立学校が数多く整備され、それらの施設は一斉に大規模な改修が必要な時期を迎えています。

・令和2年度から令和13年度にかけて、中学校卒業者は3千人以上減少し、全県の公立高校の学級数については、50学級以上を減じることになる見込みです。このような少子化をはじめ、学校を取り巻く環境が急激に変化している状況を踏まえ、高校教育の質的水準の維持・向上を図る観点から、県立高校の再編整備を計画的に推進する必要があります。

計画策定時点（令和5年度）の取組

・多様な学習の場の確保などの新時代の学びに対応した教育環境の向上、学校施設の長寿命化を図る老朽化対策に合わせたバリアフリー化などの整備を一体的に進めています。

・国から示された整備方針を踏まえて、県立学校のICT環境を整備しています。1人1台端末のBYOD化に伴い、ネットワークへの接続方式の変更等の対応を行います。

・国が示したICT環境整備の方針に則り、全ての県立高校（中等教育学校含む）、県立特別支援学校において、学習用端末の1人1台配備や大型掲示装置、校内LANを整備しています。

・県立学校では、情報資産管理システムを運用して校務系端末を集中管理することで、情報セキュリティを確保しています。また、情報セキュリティの最新情報は、各校の情報担当者と共有して対応しています。

・高校再編整備を含む高校教育改革の推進について、「第2期高校教育改革推進計画」（計画期間：令和4～13年度）を策定し、地域ごとの実情を踏まえながら計画的に推進しています。

主なテーマ

県立学校の再編整備及び施設・設備整備の推進

教育の質的水準の維持・向上を図る観点から、県立学校の再編整備を計画的に行います。また、学校施設の長寿命化を計画的に進めるとともに、バリアフリー化やトイレの洋式化、空調設備の更新など、生徒の多様なニーズや新たな学びに適した施設・設備の整備を行い、教育環境の向上と老朽化対策を図ります。

具体的な施策

【県立学校の再編整備の推進】

・少子化をはじめ、学校を取り巻く環境が急激に変化している状況を踏まえ、本県高校教育の質的水準の維持・向上のため、全ての県立高校で教育イノベーションを着実に進めるとともに、全県的・長期的な視野に立って、県立高校の再編整備を図ります。

【学校施設・設備整備の推進】

・安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、長寿命化改修やバリアフリー化、トイレの洋式化を行い、老朽化対策と教育環境の向上を進めます。
・トイレのバリアフリー化やエアコン設置、避難所としての防災機能強化、照明のLED化・高断熱化・太陽光発電設備の設置など、環境に配慮した施設整備を図っていきます。

関連施策

○学校安全の推進	○グリーンイノベーションの推進
○県立学校の特色化推進【後掲(イ)c(1)】	

(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

c これからの時代の学びを見据えた体制の整備

趣旨

学習者が活躍する将来の社会に必要とされる資質・能力を育む教育を推進するため、新たな学びの在り方に対応できる教育体制を整える。

取り巻く環境

前提・背景等

・文部科学省は令和元年に「GIGAスクール構想」を打ち出し、1人1台端末や学校における通信ネットワーク整備等を推進してきました。また、中央教育審議会答申「令和の日本型教育の構築を目指して」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現にはICTが必要不可欠であり、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせ、様々な課題を解決しながら教育の質の向上につなげていくことの重要性が示されました。

・同答申では、児童生徒の個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かい指導・支援等を行うに当たり、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を蓄積・分析・活用することの重要性が示され、取組が進められています。

・共生社会の実現に向け、障害などを含む多様な背景をもつ子どもたちが共に学び合うことができる教育（インクルーシブ教育）の必要性が世界的にも訴えられています。

計画策定時点（令和5年度）の取組

・小中学校では、令和2年度から4年度まで、「ICT活用促進プロジェクト」としてモデル校を指定し、公開授業や実践発表を行い、1人1台端末を活用した授業を推進してきました。

・この結果、ICTを活用した授業をほぼ毎日行っていると回答した割合は増加しています（令和3年度：小学校42.8%、中学校47.6%→令和4年度：小学校63%、中学校71.4%）（全国学力・学習状況調査学校質問紙）

・県立高校及び県立中等教育学校では、県教育委員会で策定した「県立高校等ICT活用モデル」及び「『学びのイノベーション推進員』による授業実践事例集」を各校に配布し、1人1台端末をはじめとするICT環境の効果的な活用を推進してきました。令和3年度に実施した教員のICT活用指導力に関する調査（高校）では、「授業にICTを活用して指導する能力」は78.7%、「児童生徒のICT活用を指導する能力」は81.2%でした。

・ライフ・ログ（健康データ）を活用して、児童生徒の健康状況の確認や悩みを抱える児童・生徒の早期支援を実施しています。また、スタディ・ログ（学習データ及び到達度テストの結果）を基に、苦手な分野に関する動画の自動配信を行い、指導に活用しています。

・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある幼児児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に努めています。

主なテーマ

(1) 学校の魅力向上

グランドデザインやスクール・ポリシー等に基づくカリキュラム・マネジメントに力を入れることで、特色ある魅力的な学校づくりを推進します。

具体的な施策

【学校経営ビジョンと組織マネジメントの明確化】

- ・小中学校では、学校教育目標（最上位目標）を全職員で共有し、目標の実現に向けて、児童生徒及び地域の実態を踏まえつつ、全職員が自分事として教育課程を編成・実施、評価し、改善を図るサイクルを、計画的・組織的に推進していきます。
- ・県立高等学校・中等教育学校では、県教育委員会において策定した、各学校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき学校像等を示す「群馬県立高等学校のスクール・ミッション」や、学校教育目標に基づき、各学校でスクール・ポリシー（各学校の入口（入学）から出口（卒業）までの教育活動の「3つの方針」）の策定を進めています。これらの目標・方針等に基づくカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うとともに、PDCA サイクルによる不断の改善を図っていきます。

【県立学校の特色化推進】

- ・県立高等学校・中等教育学校ごとに「育成を目指す資質・能力に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針からなるスクール・ポリシーを策定し、特色・魅力ある教育の実現に向けた方向性を示します。
- ・普通科高等学校における地域課題解決のための探究プログラムの実施や、専門学科高等学校における企業との協働による商品開発など、学科の特徴等も考慮しながら、高等学校の特色化を推進します。
- ・特別支援学校では、学校ごとに障害種や地域及び学校の実情に応じた特色ある教育課程を編成し、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導・支援に引き続き努めます。

【県立学校の再編整備の推進【再掲(イ) b】】

主なテーマ

(2) デジタル学習基盤の整備

I C Tを学習ツールとして効果的に活用できる体制を整備し、個別最適かつ協働的な学びの一体的な充実を図ります。

具体的な施策

【I C T環境の充実】

- ・高度情報社会に対応することができる人材の育成には、高い処理性能や画像解像度が必要とされます。1人1台端末では処理が難しい内容についても学習することができるI C T環境を、引き続き整備していきます。
- ・安定的に稼働するネットワーク環境の維持・確保を行います。
- ・県立学校では、情報資産管理システムを一元管理できる組織体制の構築に向けて、今後とも関係各機関と連携し、より安全性の高い情報ネットワークシステムを目指します。

【学びの基盤としてのI C Tの有効活用】

- ・小中学校の授業においてI C T活用が推進されたものの、一部に、I C Tを活用すること自体が目的となる授業が見られました。各教科等の授業改善について研究するモデル校の授業実践を通して、各教科等の本質に迫るI C Tの有効活用の在り方を研究していきます。
- ・端末の操作だけでなく、情報を主体的に選択・活用できる能力や情報社会に参画する態度など、情報活用能力の育成が強く求められています。教職員の授業におけるI C T活用指導力のみならず、I C Tリテラシーに関する指導力の向上を図って行きます。

[教育データ分析・利活用]

・教育データの分析や利活用については、国の動向を注視しながら、ライフ・ログ(健康データ) やスタディ・ログ(学習データ)のほか、OECDの社会情動的スキルの調査データなどを含めて、具体的に活用できるように進めていきます。

[校務のDXの推進]

・教職員がデジタル化をメンテナンスする役目を担っており、異動等によって持続的なシステムが維持しにくく、また、市町村間、学校間、教職員間のデジタル化への温度差があるため、支援体制の充実を図ります。

[ICT活用能力を含めた教員の指導力向上]

・学校間、教員間でICTの活用状況に差が生じないよう、各教科等の授業改善について研究するモデル校による公開授業や、指導資料の周知等を通じて、引き続き、各学校の取組をサポートしていきます。
・ICTを使うことのみが目的とならないよう、教員の指導力を育成していくとともに、校内研修の充実を図ります。

[児童生徒の情報活用能力の育成]

・小・中・高のプログラミング教育の接続を円滑にするとともに、中学校技術分野「情報の技術」における題材計画を改善し、プログラミングで自ら生活や社会の問題解決に取り組むことができる児童生徒を育成します。
・情報活用についての知識・技術の習得で終わることのないよう、それらを活用していく場面を設定していきます。
・高等学校では、教科「情報」において情報活用能力を育成するとともに、各教科や総合的な探究の時間において1人1台端末を有効に活用していきます。

主なテーマ

(3) インクルーシブ教育推進に向けた体制整備

学校教育において一人一人に応じた支援を必要とする全ての子どもが共に学び合うことができる教育環境を通じて、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を実践するための体制整備を進めます。

具体的な施策

[特別支援教育推進のための体制整備]

・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での交流の機会が大きく減ったが、オンライン形式での交流を工夫するなど更なる居住地校交流の充実を一層図っていきます。また、副次的な籍の導入などを研究し、互いに豊かな心を育み多様性への理解を図る交流及び共同学習を、より一層推進していきます。
・県立特別支援学校では、地域の学校等への支援を強化し、幼・小・中・高における相談支援や教員への指導・助言等に努め、特別支援教育におけるセンター的機能の充実を図ります。
・小・中・高の通常学級に在籍する特別の教育的支援が必要な児童生徒への指導・支援の充実を図るため、通級指導教室の機能強化や、効率的な運営のための体制整備を推進します。
・具体的な事例を多く取り入れた研修内容等を通して、特別支援教育に対する理解と推進を図ります。

[外国人児童生徒の教育の充実【再掲(ア) b(3)】

[群馬ならではのインクルーシブな教育の構築]

・全ての子どもたちが協働する学びと、その子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びを両立させた教育について、海外を含めた最新の研究状況等の情報収集を進めて調査研究に取り組みます。
・モデル校の設置も含め、群馬ならではのインクルーシブな教育の構築を図ります。

関連施策

○県立学校の運営基盤の確保	○学校安全の推進
○夜間中学における教育の充実	○県立高校定時制課程の質の確保
○社会教育分野のデジタル活用推進	○私立学校の振興
○地域を発展させる大学の充実	○ICTを活用した多様な教育機会や学びの手段の充実【再掲(ア)e(5)】
○ネットリテラシーの育成【再掲(ア)d(3)】	

(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

d 学びの充実に向けた様々な主体による 連携・協働の推進

趣旨

学びを学校だけで完結させず、「家庭」「学校」「地域」「行政機関」「民間団体・企業」等の連携・協働により、学校教育・社会教育が相互に関わりを持ちながら、生涯にわたる学びを広げていく。

取り巻く環境

前提・背景等

・学校運営に保護者や地域住民が一定の権限をもって参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の設置が平成 29 年の法改正により努力義務化され、取組が広まりつつあります。

・学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で子どもたちの成長を支えるために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動）を一体的に推進することが求められています。

・令和 2 年 9 月に国からの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、義務教育の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象として、令和 5 年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行についての考え方が示されました。

・市町村等により、学校部活動の移行先で地域クラブ活動や地域指導者等の状況が異なることから、県内における地域連携及び地域クラブ活動への移行の進捗状況には差があります。

計画策定時点（令和 5 年度）の取組

・地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い「地域学校協働活動」を促進する取組を推進しています。

・本県の地域学校協働本部（地域学校協働活動を推進する体制）の整備率は 49.8%、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）等は 214 人です。また、本県の小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入率は、35.4%となっています。

・令和 5 年 7 月に群馬県教育委員会と群馬県地域創生部で「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」を策定し、国の動向に合わせ、令和 5 年度から令和 7 年度における各地域の実状に応じた取組を推進しています。

・学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（試験的な取組）を 4 市町村等で進めています。

・社会教育主事や社会教育委員等を対象とした各種研修会を開催し、オンライン等を活用した講演や事例発表、研究協議などを通して、今後期待される社会教育の役割や県内外の先進事例から効果的に学習する機会を設定することで、社会教育の中核となる人材の資質能力の向上につなげています。

主なテーマ

(1) 「地域とともにある学校」・「学校とともにある地域づくり」に向けた取組の充実

「地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、住民・企業などを含めた地域全体で教育活動を行い、学びの広がりを目指すとともに、地域コミュニティの活性化につなげます。

具体的な施策

【コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進】

- ・地域差に対応しつつも、学校・家庭・地域の連携・協働体制を組織的・継続的に構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について理解を深めていきます。
- ・県立学校においてコミュニティ・スクールのモデル校を指定し、学校運営協議会の在り方や効果的な運営方法等について検討していきます。
- ・地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」という双方向の活動へと発展させるため、学校・地域の関係者の理解を深めていきます。
- ・学校と地域の連絡調整や、地域で行われている各種活動のコーディネートを行う地域学校協働活動推進員等の設置や人材の育成に取り組みます。

【部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備】

- ・県総括コーディネーターを配置し、担当者と県内全ての市町村を訪問するとともに、市町村や関係団体等の要望に基づき県総括コーディネーターを派遣するなど、各地域の実状に応じた助言や支援を行います。
- ・学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を推進し、取組事例や成果をまとめて広めるとともに、県外の先進地域の取組等の情報も提供していきます。
- ・県内全ての公立中学校等で、休日の学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めます。
- ・高等学校の文化部活動についても、専門性や資質を有する指導者や活動場所の確保、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実などの課題について研究していきます。

【家庭教育支援の充実】

- ・家庭の教育力の向上のため、保護者の学習の機会を提供します。
- ・各地域において、住民や専門家、NPO等により構成され、子育て・家庭教育に関する相談への対応や学習機会の提供などを保護者目線で行う家庭教育支援チームの結成・活動を支援するとともに、家庭教育支援に関わる団体等の連携促進を図り、社会全体で家庭教育支援を行う体制を整備します。

主なテーマ

(2) 生涯学習・社会教育を推進する環境整備

生涯学習・社会教育を担う人の育成や社会教育施設の有効活用等を通じて、人生100年時代の学びを支えます。

具体的な施策

【地域の学びを支える人材の養成・活躍機会の充実】

- ・社会教育関係職員を対象とした各種研修において、参集とオンラインを併用するなど、研修の方法及び内容の更なる充実を図ります。
- ・社会教育主事や社会教育委員などの社会教育関係職員、更には、学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材である社会教育士に関して、その役割の重要性を発信し、活躍機会の充実を図ることで、地域における社会教育活動をより一層推進します。

[学校や地域における多様な学びのハブとなる場づくり]

・ウェルビーイングの実現に向けて、生涯にわたって多様な学びの実現が図れるよう、学校教育と各社会教育の機能を結びつけるような新たなハブ機能の構築に向けた検討を進めます。

[社会教育分野のデジタル活用推進]

・デジタルリソース（電子書籍サービス、貴重資料のデジタル化など）を充実させ、いつでも、誰でも、どこでも利用可能な非来館型サービスの強化につなげます。
・家庭用A V機器やW e b ページなどで手軽に視聴できるようにしたものを将来世代にわたって視聴用や研究資料として有効活用できるよう、活用方法の検討や活用のための周知を行っていきます。

[読書活動の充実と県立図書館の機能強化]

・県立図書館を中心に、図書館横断検索の運営、学校貸出しや相互貸借の取組などにより、読書しやすい環境づくりを推進します。
・デジタルリソース（電子書籍サービス、貴重資料のデジタル化など）を充実させ、いつでも、誰でも、どこでも利用可能な非来館型サービスの強化につなげます。
・県内の公共図書館・図書室、大学図書館、学校図書館のネットワーク化を推進するとともに、県内公共図書館職員の資質向上及び図書館サービスの向上を図ります。

関連施策

○デジタルクリエイティブ産業創出を見据えた人材育成【(ア)e(2)再掲】	○社会教育施設の有効活用
○探究的な学習の充実【(ア)a(1)再掲】	○キャリア教育の推進【(ア)a(3)再掲】
○楽しさを通して主体性を育む幼児期の教育の推進【(ア)a(1)再掲】	○職業教育の推進【(ア)a(3)再掲】

(空白)

(イ) 群馬の教育を推進する基盤となる重点政策

e 全ての子ども学びを支援する取組の充実

趣旨

全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす教育を目指し、教育費負担の軽減を図りつつ、個別の課題を抱える子どもに対して、「教育」と「福祉」・「保健」・「医療」・「司法」・「地域」・「民間団体・企業」等の連携により、年齢や背景の多様性等に応じた支援を行う。

取り巻く環境

前提・背景等

・令和3年度の県内における要保護及び準要保護児童生徒数（就学援助対象者数）は、約1万2千人おり、県内公立小中学校全児童生徒数のうち、約8.7%を占めています。

・文部科学省の「令和3年度子供の学習費調査」によると、平成22年度を比べ、全国の公立・私立高校の学習費は公立高校は約37万円の増、私立高校は約40万円の増となり、昨今の物価高に加え、家計の大きな負担になっています。

・令和4年度の全国における不登校児童生徒数は約29万9千件（過去最多）、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人（過去最多）となるなど、不登校を巡る問題は深刻化しつつあります。本県でも、小・中・高いずれの学校種においても不登校児童生徒は増加傾向にあり、学校生活等における悩みを抱える子どもの支援や、不登校となっている子どもが社会と関わりをもつことができる機会の保障等が求められています。

・ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）について、令和4年度の実態調査では「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒は、小学6年生で5.7%、中学2年生で3.7%、高校2年生で2.9%となっており、群馬県内にも一定数のヤングケアラーがいることがわかっています。

計画策定時点（令和5年度）の取組

・義務教育段階における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施について働きかけています。

・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料相当額を支給する高等学校等就学支援金や授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金により支援しています。

・学校、市町村教育委員会、教育支援センター、民間施設、関係機関等とのネットワークを構築し、不登校児童生徒等への支援の充実を図っています。

・教育相談主任を対象とした協議会等において、生活アンケート等による実態把握や教職員の研修について繰り返し指示・伝達を行っています。あわせてスクールソーシャルワーカーの活用や外部機関との連携も促進しています。

・不登校児童生徒等の社会的自立に向けて必要な力を培うために、オンライン不登校支援事業を推進しています。

・不登校のまま中学校を卒業後、または高校を中退し、引きこもり状況に陥っているなど、通常の支援だけでは不十分な者や保護者に対し、訪問支援を行っています。

主なテーマ

(1) 教育に係る経済的支援

授業料やその他の教育に係る経費の負担を軽減し、経済的理由により就学の機会が失われないよう、児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整備します。

具体的な施策

【児童・生徒に対する教育費負担の軽減】

- ・義務教育段階における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施について働きかけていきます。
- ・保護者等が所得等の要件を満たす世帯の高校生に対して、授業料と同額の高等学校等就学支援金を支給し、授業料負担の軽減を図ります。
- ・高校生がいる低所得世帯を対象に高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。
- ・生徒や保護者が制度を正しく理解し、支給を必要とする人が漏れなく制度を活用できるよう周知を図る必要があります。

主なテーマ

(2) 不登校児童生徒等への支援の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、状況に応じてフリースクール等の民間団体などと連携を図り、子どもたちが「社会とのつながり」を持つことができるよう、一人一人に寄り添った支援を行います。

具体的な施策

【専門家・関係機関等と連携した教育相談・支援体制の充実】

- ・いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラー等、解決困難な課題に対し、関係機関等と連携しケース会議を開くなどしながら、専門家の意見を参考にして対応策を検討し、課題解決を図ります。
- ・多岐にわたる不登校の原因・背景を踏まえ、スクールカウンセラー等による適切なアセスメントを行い、関係機関とも連携・協働しながら個々の生徒に応じた具体的な支援を展開します。
- ・校内支援センターの充実や、特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の各自治体等の設置に向けて検討を行い、不登校児童生徒の実態に配慮した支援の充実を図ります。
- ・民間フリースクールの安定的・継続的な運営を確保するため、財政的支援や専門人材による経営・施設運営に関するアドバイス等を行うことにより、各フリースクールにおける経営基盤の強化を図ります。
- ・不登校等の悩みを抱える青少年やその保護者を対象に、相談活動や職場体験等の体験活動を通じて自立を支援する青少年自立・再学習支援事業を、学校や関係機関と連携して実施します。
- ・子ども教育相談室において、乳幼児から高校生までの子ども、保護者、学校・園教職員等を対象に、教育や子育てに関する電話相談・来所相談・訪問相談に応じ、相談者が直面する問題の解決を図ります。

主なテーマ

(3) 様々な背景要因により本来持つしなやかさや力強さを発揮しづらい子どもに対する支援

様々な背景要因により、社会生活を円滑に営むうえで困難さを有する児童生徒について、専門機関等と連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行います。

具体的な施策

【虐待やいじめ事案等における迅速な連携】

- ・学校、市町村、保健福祉事務所、児童相談所等の関係機関が緊密に連携を図り、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づいた迅速かつ組織的な対応を徹底していきます。
- ・児童生徒の変化にいち早く気付くことができるよう、児童虐待に関する教職員の意識を高め、知見を深める校内研修等を実施するなどし、迅速な支援に当たる校内体制の整備を図ります。
- ・児童生徒が気軽に相談することができるよう、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、学校外の相談窓口の周知についても一層の充実を図ります。
- ・子ども教育相談室における電話・来所・訪問相談、LINE 相談窓口「ぐんまこども・子育て相談」や、24 時間年中無休の電話相談窓口「こどもホットライン 24」により、児童生徒から虐待やいじめをはじめとする様々な相談を受け付けるとともに、教育機関等の関係機関との連携により、虐待・いじめ等の早期発見・早期対応に努めます。

【ヤングケアラー支援の推進】

- ・日頃から児童生徒の様子把握に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ヤングケアラーコーディネーターをはじめ、学校と福祉部局等が迅速に連携して支援にあたります。
- ・各学校では、早期発見や早期対応に向けて、全教職員で校内研修等を通じ、ヤングケアラーに関する理解の促進を図ります。
- ・全校生徒を対象とした各校での生活アンケート等について、ヤングケアラーを早期に発見するための質問を設け、継続的に状況の把握と対応を行います。
- ・令和 5 年 6 月からヤングケアラー支援コーディネーターを配置し、ヤングケアラー支援専用の相談窓口を設置しています。ヤングケアラー支援コーディネーターが相談を受けた際には、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者等と連携を図り、支援を行います。

関連施策

○就（修）学支援の充実	○夜間中学における教育の充実 【再掲(イ)c 関連施策】
○外国人児童生徒の教育の充実 【再掲(ア)b(3)】	○子どもの貧困対策の推進
○非行及び犯罪被害防止	○自殺予防教育の充実 【再掲(ア)d 関連施策】
○県立高校定時制課程の質の確保 【再掲(イ)関連施策】	